

改正ニカヤ信仰箇條に「父より出づる聖靈を信す」と記してあるが、之は約十五ノ二十六より引用した語で、その後子が父と同位地である事を説く者が、この箇條を以て満足出来ざるが爲め、聖靈が父より出づるものとすれば、この點に於て子は父に劣るものであると考へ、終に「父と子より出づる」と改正を加へたのである。それでこれはイェスバニヤの會議(五百八十九年)に於て、初めてこの一言を加へる事となつたが、その後次第に西方の諸教會はこの新箇條を受け容れ、今日までも羅馬教も又新教も多數之を信するのである。然るに東方に於ては、神の一體たる事を主張し、且つ大會議の決議を濫りに變更すべからずとして、新箇條を拒絶したので、實に之が東西分離の二つの原因となつたのである。それに之は羅馬教と希臘教との教理上の唯一の區別であるのである。

(一) 人に就て

人は遙に下等動物に優り、神に對して特別の責任あるものであつて、且つ神の子供となるだけの貴重なる價値を有するものであるといふ事は、最初より今日まで基督教の一大主義であつたのである。又人に關する大問題は罪の結果であつて、この他に人に關する問題といふ可きものは、多分哲學的の議論で、左程宗教には關係のないものである。

(A) 靈と生との區別

靈魂と肉體との區別に就ては議論はないが、併し人といふものは身と靈とを以て二個の區別でなくして、身と生と靈との三個の區別ある事を説くものがあつて、撒前五ノ二十三に「靈生身」とあり、又來四ノ十二にも同じく、體の他に「氣と魂」との區別が記してあるのである。之を以て靈、生の區別を唱ふる者が第二、三世紀に幾人もあつたのである。例之シヨスチンは「肉體は生の住家なり、生は靈の住家なり、信徒たる者は靈と生と身との三個とも救はるゝ事を得べし」といひ、又イレニアスは「完全なる人類は身と生と靈との三個を以て成立するものなり」といつたのである。然るにその時代にも猶ほ如此區別なき事を論ずるものもあつたが、オリゲンのは、以上の兩説を救へて、自らはいづれとも確定せなかつたのである。その後靈と生との區別を説く者は殆んど消滅したが、近世に至りこの區別を又主張するものが多少出で來つたので、人は下等動物と同じく、身と生とを有するけれども、又靈を有するを以て下等動物と異なるものなりと論じ、且つ人が下等動物に優る所以を説くのである。

(B) 靈魂の起原

創二ノ七の「エホバ人を造り生氣を其鼻に嘘入たまへり」といふ語に循ひ、人は直接神に造られ、又その靈魂も直接神より與へられたものであるといふ説は、最初より近世に至るまで行はれたのであるが、たい近頃進化論が行はるゝに至り、人類の創造法に就き、幾分異なる所の説が次第に行はるゝに至つたのである。然れども各自一個人の靈魂の起原に就ては、古昔に於ても大議論があつた

のである。彼のアルトリアンの如きは、靈魂も肉體とともに兩親より生れ出るものであるとの説を教へたが、アレキサンデリアのクレメントは、各自の靈魂は直接神に造られたと説き、又オーゴスチンは、この問題の甚だ難問題なる事をのべて、いづれとも確定せなかつたのである。それで靈魂が若し肉體とともに親より生れ出るものならば、何故肉體とともに死する事なきやといふものもあり、又靈魂が直接神より造らるゝものとすれば、何故アダムより傳はり來る所の原罪に關係があるかといふものもあつたのである。中世の神學者は、多く靈魂が神に直接造られた事を主張し、而してカルヴインや改革派の神學者は、この説を受け容れたが、併しルーテル派の神學者は、多數兩親より生れ出るといふが如き説を採つたので、この論は今日までも未だ確定されぬ問題である。

(C) 靈魂不滅

近世に至るまで、死即ち肉體の死は罪の價であると教へ、罪を犯す事がなかつたならば、肉體も死する事はないといふ説が諸方に行はれたのである。それで何人でも皆キリストによれる永生を希望する點に就ては、皆一致してゐるのであるが、然るに墮落した人類の靈魂は、自然永久に存在するものなるや否やといふ點に就ては問題が起るのである。往昔は靈魂の不滅を説きて、信徒も未信徒もともにその靈魂は無窮に存在すると説くもの多數あつたが、イレニアスの如きは、靈魂不滅はただ神より與へらるゝ所の恩恵であつて、神に逆ふ所の不信徒の靈魂は、不滅にあらすして終には滅

亡に歸すと説いたのである。第十六世紀、即ち改革の起原より四年前に、レオ第十世の時代の大會に於て、初て靈魂不滅の信すべき事を決定したが、その後近世に至るまで、大多數の神學者はこの様な説を採つたのである。然るに此頃に至り、古代のイレニアスと同じく、所謂條件付の靈魂不滅説をのぶるものが起り、基督信徒はキリストの生命に加はる事により永生を受けるのであるが、未信徒はその生命に加はらざるが故に、滅亡するのであると教ふるのである。併しこの説を唱ふるものは多分少數であると思ふのである。

(ト) 罪に就て

一般の教會は、最初より今日まで、凡ての人類は皆罪人である事を教へ、而して罪といふは神の意に逆ふ事であつて、實に重大なる事であり、且つ諸の災禍の大原因である事を説きて、罪の最も懼るべき事を教へ、キリストによれる救の幸福なる事を説いたのである。併しこれには新舊兩教の間に一の區別があつて、羅馬教の説によれば、聖マリアは無罪のものであるといひ、それに第十九世紀中頃の法王の教訓、即ち無罪出生説によれば、マリアはアダムの原罪に無關係であるといふのであるが、併し新教はこの説を誤謬とするのである。

(A) 罪の原因

第二世紀のノスチック教の教理によれば、罪惡の原因は物質であると説き、又隱遁主義を實行する

ものは、肉體即ち物質は罪惡の原因であると信じ、患難苦行を以て己が肉體を苦しめるのであるが、一般の教會は創一ノ三十一の「神其造りたる諸の物を視たまひけるに甚だ善りき」といへる語に循ひ、罪惡の原因は物質にあらずして神意に逆ふ所の心の惡しき願である事を教へ、近來まで悉く創世記第三章を以て歴史的事實として受け容れたのである。然るに近來に至り、進化論や高等批評の起つた結果、創世記第三章は字義的の歴史でないと思ふ所の人が次第に出で來つたのである。

(B) 人の墮落即ちアダムの罪の結果

前述した如く、近來までは皆創世記第三章を以て歴史的事實として受け容れ、アダムの原罪を以て人類は墮落するに至つたと説き、その墮落の結果即ちアダムと一般の人類との關係に就き大議論がわつたのである。それで第二、三世紀の師父は、肉體の死や種々なる災禍は、アダムの罪の結果であると教へ、又その墮落によりて人は神より遠かり、且つ薄弱となつて、終に罪を犯し易きものとなつたが、併し人はアダムの罪に組みする事なく、猶ほ自由意志のある事をも教へて、人には倫理的責任のある事を強く説いたのである。イレニアスは、人たる者は自由意志を以て、自己一身を制するの力があるもので、即ち某者は善となり、某者は惡になるといふは、各自の罪の結果であると説いたが、第五世紀に至りオーゴスチンは、アダムの罪の結果を輕蔑する所のペラギアスに反對し、その罪の結果を強く教へ、人はアダムに於て罪を犯し、各自罪人となり、之に由て自由意志と善と

行ふの力を失ふに至つた故に、神の恩恵によらずば、正義を實行する事能はずと説いたのである(第三十四章)。然るに東方の教會は、オーゴスチンの極端説を受け容れず、神の恩恵の必要なる事を説き雖も、又人の自由意志ある事をも教へ、又西方に於ては、同様に半ペラギアスといへる説を探つたが、終にオーゴスチンの説が勝を制したのである。然れども第十四世紀に至りては、半ペラギアスの如き説を唱ふるものもあつて、彼のフランシス派の神學者はこの説を探つたが、これとは違ひ、ルーテルの如き改革者は、神の恩恵による事も必要であるが、又信仰によりて救はるゝといふ事を説くと同時に、アダムによれる墮落をも強く教へたのである。それで某問答書より一般に行はるゝ説を引用すれば、「我等が最初の親(アダムとエバ)の墮落により、我等の性質は墮落するに至れり、故に聖靈によりて新に生れずば、善を行ふ事は決して不可能なり」といふのであつた。たゞアダムの罪に關係する所の方法にのみ就き、多少の差別があり、カルヴィンは、アダムは人類の總代として罪を犯した故に、人は凡てその罪に關係があると説いたが、第十六世紀の耶蘇會社の神學者は、半ペラギアスの如き説を唱へ、又アルミニウスは、人類はアダムの罪によりて墮落したと強固に説いたけれども、又人は必然の下にあるものでなく、自由意志を有する事と、神の恩恵の必要なる事とを教ゆるとともに、又神の助力を以て善を行ふ可き責任のある事をも論じたのである。次ぎにアダムと人類との罪の關係に就き、詳細に説明を加ふるならば、種々の説があるが、今于茲のよ

る必要はないと思ふので、たゞ一言のみを加ふれば、先づアダムの原罪の事を説きて、而して未だ罪を犯したる事なき、即ち出生當時の嬰兒であつても、矢張アダムの罪に關係ある故に、神前に於ては同じく罪人であるといふ説が諸方に行はれたが、然るにアダムの墮落によりて人類は薄弱となり、たゞ罪を犯し易くなつたのみで、尤も成年の者は皆罪人であるが、併し未だ自ら罪を犯した事のなき中は、決して罪人にあらずと説き、所謂原罪説を否定するものもある。現今の新説、即ち創世記第三章を以て歴史的事實でないといふ所の説によれば、人はアダムの罪に關係あるを以て、罪人であるといふが如きは、もどより消滅するのであるが、罪の甚しき事に就きては決して變更する事なく、それで靈魂の病患の原因に就ての説明は幾分異なつても、その病患の重大なる事や又靈的醫師の必要な點に就ては、別に異なる事はないのである。

(4) 贖罪事業

最初より一般の教會は、キリストの教訓又はその模範を尊重した許でなく、キリストの十字架に於ける贖罪事業を以て救に至るの道となし、之を基督教の要點として教へたが、カインシナス派やユニテリアン派のみは主として贖罪事業を排斥したのである。然れども未だ贖罪事業の説明には確定したものはなく、たゞ實に枚擧し難き程多數の説があるので、今その中の最も著名なるもののみを簡単にのぶるであらう。

(A) 古代の説明

古代の信徒は十字架に於る贖罪を基督教の大基礎として教へ、又キリストは自己の血を以て信徒を贖ひ給ふと信じ、又其恩恵の深き事を歡喜して大に感謝したが、其説明に至りては一定の説なく、たゞイエスの死を以てサタンに打ち勝ち、新生命を人類に與へ給ふたといふ事を歡喜したのである。それで贖罪といふ語を字義的に説明し、之は何人に對して贖金を納めたのであるかといふが如き問題を起し、サタンに贖金を納めて、サタンに捕虜となりしものに自由を與へ給ふたと説くものも少數あつたのである。特に第三世紀の有名なるオリゲンや、第四世紀のニサのグレゴリーの如き(第三十一章の(ロ)の項)は、同様の説をどつたのである。然れどもキリストがサタンに贖金を納めたといふが如き説明は、古代の教會内に一般に行はれたといふ事は誤解であるのである。

(B) アンセルムの説明

アサチシアスはキリストの神性を論じ、オーゴスチンは人類の墮落を説くを以て大事業を爲した如く、又アンセルムは千百年の頃、贖罪論を詳細に説くにより、大事業を爲したが、其著書は小部であるが、併し大感化を與へた有名なるものである(第四十七章)。即ち彼の説によれば、犯罪者は大王なる神に對し侮辱を加へ、不敬の罪を犯したもので、又神に對して借財を負ふてをるが如きで、その借財を賠償されば、必ず滅亡すべき筈で、それでその罪を悔改めた後に、如何に神に對する資

任を盡すといつても、前に犯した所の罪を贖ふといふ事は出来ぬ故に、自己の力を以ては到底救はるゝ事は不可能である。然るにキリストがこの世に降り人となり、而して彼も自己の爲に正義を實行す可き義務はあつたけれども、併し彼は死す可きものでなかつたが、それに彼が自由随意に死したといふは、高價なる犠牲であつて、神はこの貴重なる犠牲を以て凡ての信徒の諸の罪惡を赦し給ふ事が出来るといふのである。猶ほ簡單に以上の説を掲ぐれば、キリストの死は罪人の代理として刑罰を受け給ふたのであるといふのでなく、人の借財の代りに貴重なる犠牲を捧げ給ふたといふのである。中世の神學者の中にはこの説を受けざるものも随分あつたが、次第に盛行はれたのである。

(C) 改革者の説明

改革者は多分アンセルムと少しく異なる所説を探り、即ちキリストは罪人に代りて刑罰を受け給ふたと説いたのである。之は或は彼前二ノ二十四の「彼我々の罪を自ら己が身に任給へり」又哥後五ノ二十一の「神罪を認ざる者を我々の代に罪人となせり」といへる語に基いて、強固に教へたのである。某問答書より引用すれば「キリストはこの世に在りし時、特に死の場合に當り、肉體と靈魂とを以て人類の罪に對する神の憤怒を任給へり」とあり、又他の問答書には「キリストは暫時の間罪人の受く可き神の憤怒を受け給へり」とあり、又カルヴィンは「キリストは我等の罪を取除かんが

爲め、我等に代りてその刑罰を受け給へり」といつたのである。それで一人のキリストがたゞ暫時の間受けたる苦痛を以て、如何にして多數の罪人の幾多の罪惡の無限なる刑罰の代りて爲す事が出来るかといふ問題が若し起るならば、キリストは神である故に、その受け給ふたる刑罰は、能く凡ての罪人の受く可き刑罰の代りとなるに足るといふ可きである。彼の有名なるパンヤンの説によれば「キリストの死は地獄の苦痛に遭遇するが如きものなりき」といつたが、この説を唱ふる者の中に、神が信徒の罪をキリストに負はしめたと説き、又同じくキリストの正義を信徒に負はせたと効ゆるものもあつたのである。抑もキリストが信徒に代りて苦痛を受け給ふたといふ説は、今日までも諸方に行はるゝ説明であつて、信徒に代りてキリストが刑罰を受け給ふたといふ説明を探るものも随分あるが、併しこの説明を字義的に唱ふるものは次第に減少するであらうと思ふ。

(D) グローシオスの説明 (第七十章の(ハ)の項)

第十七世紀の有名なる和蘭の法律家グローシオスは、贖罪事業を全然否定する所のソシナスに對し、新説を立てたのである。その説によれば、キリストが人類に代り刑罰を受け給ふたといふ事ではなく、又神はキリストの死の如きを以て多數の人の罪惡を赦し給ふといふけれども、實は正義を重じ、罪惡を憎むの聖意を判明になし給ふたのであるといふので、即ち神は慈悲深き神であつて、罪惡を悔改する者を赦す事を喜び給ふので、贖なくしてたゞ恩恵を以て罪惡を赦し給ふならば、多分罪惡の

重大なる事や、その恐る可き事や、又神が罪惡を憎み給ふ事が判明せず、而して信徒も多分罪惡を放棄する所の熱心を起す事がない故に、神の子の死を以て救の道を啓き給ふならば、それで初て如此の必要とする程、罪惡が如何に重大であるか、明瞭するに至るといふので、この説明は「二十六の神はイエスを信する者を義とするも、なほ自ら義たらん爲に今その義を彰さんとす」といへる語に應ふものとして教へたのである。アルミニウス派や、又米國の組合派の神學者は多數この説を採つたが、人により詳細の點に就て相違があるのである。

中世より近來まで、一般に傳へらるゝ所の説明は、主として右の(B)(C)(D)であるが、是等と比較するならば、(B)は神は君主であつて、自己に對し犯した所の侮辱や、或は人の支拂ふ可き借財を賠償は爲に、キリストの犠牲を神が受け給ふのであるといふのであり、又(C)は神は嚴重なる裁判官、或は法律家の如きで、法律を破つた所の罪人を罰すべきであるが、然るにキリストはその罪人に代り刑罰を受け給ふにより、信徒は刑罰より免るゝ事が出来るといふのであり、又(D)は神は支配者であつて、自己の政治的正義である事を示し、又罪の懼る可きを現さんが爲め、神の子の死を以て救の道を啓き給ふたといふのである。それで(C)の説ではキリストは信徒に代りてその受く可き刑罰を受け給ふた故に、神は彼等の罪を赦し給ふ可き筈であるが、又(D)の説にすれば、神はキリストの死を以て自己の正義を表現し、其上愛を以て信徒の罪を赦し給ふたといふ事になるのである。

(E) 倫理的説明或は感化的説明

第十二世紀のアベラード(第五十章の(二)の項)は、倫理的説明を説き、又第十九世紀の中頃米國に於るフシキルの如きは(第八十三章の(イ)の項)、この説を唱ふるを以て近來は随分に行はるゝのである。即ちこの説によれば、贖罪事業の大目的はキリストの死が神の愛を表現し、且つ道より迷ひし者を感動せしむるにあるので、即ち羅五ノ八の「神は之によりて其愛を彰し給ふ」といふ語は、能く之に應ふと論するのである。又十字架に關する説教の實際の効果を見れば、キリストの死に就て聞く事により、神の愛の深さを悟り、之を以て愛の深き神に對する罪の重大なる事を考へ、罪惡を棄て、神に歸る所の心を起すものが多數あるのである。之は哥後五ノ十九の「神キリストに在て世を己と和がしめ給ふ」といふ語に應ふとするので、即ち神はキリストの死により己れを人と和がしめ給ふ事なく、却て世を己と和がしめ給ふのである。現今最も盛に行はるゝ説は如此ものである。かも知れぬが、併し未だ確定したる説とする事は出来ぬのである。

(B)(C)(D)と(E)とを比較すれば、一の差別が見へるであらう。即ち(B)(C)(D)によれば、人々の希望する所はたい罪の刑罰より免かれんとする事で、即ちキリストの犠牲を以て、罪人の借財を賠償、或は罪人に代りて刑罰を受け給ふを以て、その罪より赦され、或は神の義を顯現するにより、神が信徒を赦し給ふ所の道を現し給ふといふのであるが、(E)によれば、人々の希望する所は惡を棄て善を爲す

といふ事に在るのである。即ち十字架を以て現はるゝ所の慈愛に感動し、罪を棄て正義を實行するの心を起すといふに在るのである。されば以前には來世の刑罰を免るゝ事を第一として、十字架により地獄の刑罰より脱するといふ事の説明をなしたが、近來に至り、現世に於て正義を實行する事を第一として、この世の行爲に關する十字架の効果を考へ、この説明を唱ふるのである。

(F) 他の説明

往昔より今日まで十字架上の事業を輕んずる事はないけれども、キリストの人となり給ひし事を以て最も必要とするものもある。第二世紀のイレニアスは、キリストが人の如き生涯を經給ふた事を以て人類を深め給ふたといふ説をのべ、同様の事を教へたが、又近來に至り、キリストが人となる事により、人類は神と一體となり、神の生命に加はる事を以て、新なる活力を受くるといふが如き説を教ゆる者が随分あるのである。

又この他に、贖罪事業に就き、個人的の説明が多數あるのであるが、併し今一々掲ぐる事は出来ぬ。それはいづれも未だ一個の説とするに足らぬものであるから、之を皆合併したならば、實に有力にして、且つこれによりて恩恵をも味ふ事が出来るであらうと思ふ人もあるのである。

(G) 贖罪事業の範圍

カルヴァイン神學を嚴重に主張する者の説によれば、キリストの贖はたゞ選ばれたる者にのみ限らるゝとするので、或は之を極端に説いて、キリストの受け給ふた苦痛は、恰も選ばれた者の受く可き刑罰に均しきもので、即ちキリストは選ばれた者の借財を丁度償ひ給ふて、更にその餘分の償ひを爲し給ふた事はないとしたのである。それで若し選ばれた者が多數あるならば、又キリストの苦痛に均しきだけ増加する筈であるといふのであつた。然るにこれとは違ひ、キリストの贖罪事業は無限の價値のあるものであつて、萬民の罪惡を贖ひ給ふだけの價値があると論ずる人も多數あつたのである。勿論アルミニウス派の神學者の如きは、後説の方を唱へたが、新英國の神學者は、カルヴァイン神學の大體を採つたといつても、實際は贖罪事業の範圍を廣く説明したのである。

(リ) 救を受くる方法と預定論

罪を悔改めキリストを信仰す可きを教へて之を要點とする事は、最初より今日まで別に異なる事はないが、併し猶ほ詳細にいふ時には教會内に種々なる異説があつたのである。

(A) 古代の教會の説

古代の教會はパウロの如く、(徒二十ノ二十一)「神に對ては悔改め、イエス、キリストに對ては信仰すべし」と、又一般の人の責任の重き事と、それに罪を悔改めて信仰するならば救はるゝであらうといふ事を教へたのである。然れどもパウロと比較する時には、第二、三世紀の教會も多分缺點が

あつたので、第一、基督教的倫理を教ゆるに、時としては法律的道として基督教を説き、キリストに依頼するの信仰により、悪を棄て正義を實行するの力を得べき事をいはずして、たゞ罪を悔改め善を爲すによりて救を求めよと教ゆるの傾向があつたので、其故に同意義を以て、懺悔の表號として断食の如きと過度に尊重するの傾きがあつたのである。第二、教會の禮典、特に洗禮を尊重し、洗禮を以て前に犯したる罪を悉く除却する、事を教へたので、従つて受洗後の罪の赦さるゝは甚だ困難であるとの考より、自然洗禮を受くる事を見合すの風習が随分起つたのである（例之第四世紀のグレゴリーは、信徒の子でありながら、少年の時代に洗禮を受けず、而して某時大學に赴かんとする船中で、大風に遭遇し、其時彼れ思ふに、洗禮を受けずして死するならば、多分救はるゝ事能はざるべしとて、大に苦慮したといふ事である）（それによつて又教會以外に於ては、何人も救はるゝ事の出来ぬといふ説も次第に行はれたのである。

(B) オーゴスチンの説

前にもいつた如く、オーゴスチンは自己の經驗により罪惡の懼る可きを悟り、而してペラギアスに反對して、アダムによれる墮落の結果の爲に、人類は自由意思又は善を爲すの力を失つたと説くと同時に、又罪を悔改めキリストに依頼する事は、之も全然神の所業なる事を教へ、初て預定説を立てたので、之が所謂個働説といふのであつて、即ち人の救はるゝといふは神と人どが共に働くにあ

るのでなく、全然神の働きに歸するといふのである。オーゴスチンの如く、墮落の結果として人類が神に依頼する所の力がなくなつたとするならば、勿論個働説とともに預定説をも受け容るべき筈である。それに如此説は謙遜にして神を尊敬し、神の恩恵に深く感謝する所の敬虔の念に適當するものである故に、この説が次第に諸方に行はるゝに至つたといふ事は別に奇怪ではないのである。然るに前にもいつた如く、東方の教會はこの説を受け容れず、所謂共働説を採つたが、それで神の恩恵の必要を唱へたけれども、又人が神の恩恵を求めて神と共に働く可き事を教へたのである。勿論オーゴスチンも信仰によりて救はるべきを教へ、又當時の諸教會と同じく、洗禮の必要なる事を説いたが、彼の説に由れば、根本的に必要とす可きものは神の預定であるとしたので、即ち神に選ばれ、その救を確定された所の者は、神の恩恵に導かれて必ず信仰を起し、罪を悔改め、終まで忍耐して、遂には完全なる救を受けるに相違ないが、然るに他の者即ち選ばれざる者は、決して救はるゝ事のないといふ事を説いたのである。それに選ばれるゝものは少数であつて神が某者を選び、而して某者を選ばずして滅亡にまかせ給ふといふ理由は、決して人間には了解するの力がないとしたのである。

(C) 中世の説

中世の神學者も勿論、罪を悔改めて信仰す可き事を説き、又ヘルナルドの如き宗敎家は、キリスト

の恩恵や、神の慈愛を味ひ、之を深く感謝して敬虔の念を有つものであつたが、併し中世の神學者は前にもいつた如く、大缺點を有してをたつたのである(第五十一章)第一、正義の必要なる事を教ゆるに、正義を行ふ事を以て、神前に功徳を積む事が出来るといふが如き道を説いたのである。而して又神の戒と神の勸言との區別を立て、たゞ一般の信徒がその戒を守るといつても、之によりて功徳を積むといふ事はないが、宗教家は其戒を守る上に、神の勸言をも守る事により、功徳を積む事が出来ると思へたのである。その勸言といふは何かといへば、太十九ノ二十一の「全からん事を欲はゞ往て爾が所有を售て貧者に施せ」といへる句に基いたもので、それに貧窮或は獨身の如き、又は長き祈禱の如きは苦行であつたのである。第二、教會の禮典や、教會の僧侶の補助の必要なる事を説くを以て、基督教を儀式的の宗教としたのである。第三、受洗後の罪惡は斷食の如き苦行を以て、現世に於て償はざれば、死後煉獄に於て苦痛なる懲罰を受けて償はざる可からざる事を教へたのである。即ちキリストの恩恵がないならば、何人も救はれぬので、それで受洗前の罪惡は悉く洗禮によりて赦さるのである。然れども受洗後の罪惡は自ら償ふ可きものである事を教ゆるにより、神の恩恵の洪大なる事を隠蔽したのである。第四、餘功なるものゝある事を説きて、キリストを初め有名なる宗教家は、皆神前に功徳を積んだ故に、法王はそれらの餘功を以て、一般の信徒の正義の不足したる所を補ふ事が出来ると思ひ、次第に取る事もなく贖罪券の賣買を行ふ事を教へたのである。即ちキリストの恩恵がないならば、何人も救はれぬので、それで受洗前の罪惡は悉く洗禮によりて赦さるのである。然れども受洗後の罪惡は自ら償ふ可きものである事を教ゆるにより、神の恩恵の洪大なる事を隠蔽したのである。第四、餘功なるものゝある事を説きて、キリストを初め有名なる宗教家は、皆神前に功徳を積んだ故に、法王はそれらの餘功を以て、一般の信徒の正義の不足したる所を補ふ事が出来ると思ひ、次第に取る事もなく贖罪券の賣買を行ふ事を

により、ルーテルの改革を起さしむるに至つたのである。

(D) 改革者の説

ルーテルを初め一般の改革者は、以上の四個の説を棄て、その代りとして信仰によりて義とせらる可き事を説き、活ける信仰を以て神に依頼する者は、恩恵を蒙りて救はるゝ事を得べしと教へたのである。それでパウロの如く、功によらずたゞ信仰によりて義とせらるべき事を説いたが、勿論義しき行為は活ける信仰の結果として教へたので、今其信仰箇條を引用すれば「信仰は常に愛の行為を以て働き、自己の力を表現するものなりと雖も、我等の義とせらるゝは自己の所業の結果にはあらず、たゞ神の羔に對する信仰の結果のみなり」といふので、之に反して羅馬教の大會議に於て決議した所によれば「義とせらるゝ事の基礎は信仰であるが、たゞ信仰のみによりて義とせらるゝといふは罰す可き程の誤謬である」といふのであつた。然れども「義とせらるゝ」といふ語に就き、舊新兩教の定義に區別があつて、羅馬教の「義とせらるゝ」といふ事は「聖なる」といふ事が包含してをるのであり、それに新教の定義の「義とせらるゝ」といふ事は「聖とせらるゝ」といふ事とは全然區別があつて、信仰を以て義とせられ、又其後聖靈の力を蒙り正義を實行する事により、次第に聖とせらるゝといふのである。又預定説を教へたのであるが、その預定説を論理的に説く事なく、寧ろ神の恩恵の洪大なる事を教へたのである。ルーテル派の神學者は無條件の預定説を

棄て、却て神はキリストを信せんとする者を前以て知り、彼等を救ふ事を定め給ふのであると説いたのである。

(E) カルヴィンの説

カルヴィンは神の全權を基礎として、之によりて論理的に救の道を極端に説明し、無條件の預定を強く教へ、神は全權を有する君主である故に、彼は聖意の儘に人を選び、そのものを救はんと決定し給ふのであるといつたのである。今彼の語を引用すれば、「神は某者に永生を與へ、又某者には無窮の刑罰にまかすと定め、而して神が刑罰にまかせ給ふたる者は、最早決して生命の門に入る事能はざるなり」といつたのであつた。されば若し神の全權を絶對的に信じ、之を神學の基礎として論理に適合する様道を説かんとすれば、自然カルヴィンの説を採用せざるを得ないのである。それでこの説を探りてノックスの如き豪傑は、幾人どなく、何處までも神に服従するといふの決心と勇氣を起し、基督教の活動力を能く表現したのである。借現今までもこの神學説を唱ふるものは随分あるが、併し之を論理的に説明する時には、多分人類に責任が更にない様に見ゆるかも知れぬ故に、即ち選ばれざる多數の人類は如何にしても神に従ひ善を行ひ、而して救はるゝといふ事の不可能である故に、新英國の神學者は、新派のカルヴィン説を以て、預定或は神の全權を説く上に、更に人の自由意志或は人の責任のある事を説いたのである。それで近來に至りては、最早カルヴィン

神學を實際主張する者は次第に減少しつゝあるであらうと思ふのである。然れどもカルヴィンは極端に預定説を教へたとしても、その教訓には大に感動すべきものである。

(F) アルミニアスの説

第十七世紀の初頃、和蘭に於て、アルミニアスはカルヴィンと異なる所の説を立て、大議論を起したのである(第七十章)。第一、キリストは凡ての人の爲に贖をなし給ふた故に、信仰すらあるならば皆救はるゝであらうと説き、第二、預定は即ち預知に基いたもので、信仰する者を前以て知り、彼等を救ひ給ふのであると教へ、第三、神の恩恵は必要であるとしても、人類には恩恵を受領し、又恩恵を放棄するの自由がある故に、従つて人類には又責任があるとのべたのである。この説は英國の監督教會の中に行はれ、又第十八世紀のウエスレーは、活ける信仰を以て、如此説を教へたのであるが、近來は次第に組合教會の内にも盛に行はるゝに至つたのである。

干茲注意すべきは、預定説等に就きて、ルーテル派、カルヴィン派、アルミニアス派の劇烈なる争論が起つたが、併し罪を悔改め、キリストを信仰する事により、神の恩恵を味ひ、救はる可き事を教ゆる點に於ては、毫も差別はないのである。それで第七十章に於てのべた如く、互に争ふた所のカルヴィン派のトブレデーと、又アルミニアス派のウエスレーとが作つた讚美歌が、いづこに於ても同に使用されてある事を見れば、この根本に於ては別に差異のない事が證據さるゝのである。

(G) 他説

前にもいつた如く、現今は未來の刑罰を免るゝといふよりも、現世に於て罪の束縛よりのがる、事を肝要となし、又この世に於けるキリストの靈的助力、即ち正義を實行する所の助力を重要とするの傾向がある故に、根本的には改革者の説と異なる事はないが、多分信仰によりて義とせらるゝといふ事の代りに、キリストに依頼する事により、聖くせらる可き事の傾向が起つたのである。それでの説は根本的には改革者の説と異なる事はないが、ソシナス派やユニテリアン派の如きは、キリストを贖主とする事なく、たゞ貴き人類の模範とするのである。

(ヌ) 教會論

(A) 教會

最初より信徒は、各自キリストの名により、神に信頼するを以て救はるゝ事を得るとしたのであるが、又其上に信徒相互の交際を重じ、或は猶太教の會堂の風習に倣ひ、組合を組織して共に禮拜を行ひ、又相互に助け合ふ可き事を重要としたので、(徒二ノ四十二)「彼等は常に使徒等の教訓を受け、交接をなした」のである。それで何時代から、又如何にして、この新組合が「教會」といふ名稱をもつたのであるか確とは解らぬが、最初から異邦の信徒は「教會」として異邦世界に別個の宗教たる事を表現したのである。惜「教會」といふ語は、第一に各地方の團體(或はコリントの教會、或

はピリピの教會の如き)、第二に一般の基督信徒の團體を指すもので、即ち第一、如何なる大都會といつても、一ヶ所に住居する所の信徒は、凡て一個の團體を組織したので、例之コリントの如き所には、信徒の数が數千人もあつたに不拘、コリントの諸教會といはずして、單數を以てコリント教會といつたのである(哥前一ノ二)。第二、全體を指して神の教會、或はキリストの教會といつた事は、弗五ノ二十五の「キリストの教會を愛する」といふが如きである。如此全體の教會は、理想的东西で、敢て肉眼に視ゆるものでなく、たゞキリストに従ひ、又機會に應じて互に助け合ふ事により、表現するものであつたのである。然るに第二世紀の初頃、イグチシアスの書に「カトリック教會」といふ語が初めて記載されてあるが、これは凡ての異端や、或は分派の如きものに對し、聖公會の一體たる事を示したので、それで當時カトリック教會といふは、諸方に行はるゝ名であつたのである。それと同じく部會の如き會議を以て、教會を組織する事が始まり、又第四世紀(三百二十五年)の初期に、大會議を以て、全世界の教會が一體であるといふ事を現す様になつたのである。抑も教會以外に於ては救はるゝ事能はずといふ程に、教會に属す可き必要を説き、又教會を母となし、之を受けざるものは、神を父として受くる事能はずといつた事もあるのである。中世に至りては愈々教會の一體たる事を重じ、帝國が唯一のものである如く、又教會も唯一であるといつて、教會に服従す可き事を嚴重に教へ、而して人民より靈的自由を奪つたのである。改革者は其束縛よ

り脱る、道を開く事により大事業をなしたが、併し改革者も各國に設立された所の教會を尊重し、これに服従すべきを説き、而して束縛が又新に起つたけれども、アナバプテスト又は獨立派の如きは(第七十四章の(イ)の項)、國立教會の代りに、信徒が互に約束を結ぶにより、設立した所の教會を以て新しき途を開いたのである。それで漸く第十九世紀に至り、宗教自由を得たのであるが、併し一致の上に自由を有しながら、共同の幸福を受くるといふ事は、必ず第二十世紀の問題であらうと思ふのである。

教會の組織に就ては二説あつたので、甲の説によれば、小兒洗禮を受けて教會に加はり、而して成長の後教會の信仰簡條を承認するに至り、聖晚餐に列席する事を許可さるゝのであるが、併しこの説では信徒の小兒は凡て教會員となる可きものである故に、若し基督教が全國に一般行はるゝとすれば、その國民たる者は皆教會員といふ可き筈といふのである。これに反して乙の説によれば、改心即ち罪を悔改め、キリストを信仰するによりて基督信徒となり、又如此信仰を告白してキリストに從ひ、相互に助け合ふといふ約束を立て、夫より初て教會員となるのであるといふのである。夫故に信徒の小兒は如何に教會員となるの希望であるとしても、成年となるまでは教會員たる可きものでないで、基督教が全國に行はれても、教會員たるものは多分少數である事であらうと思ふ。

(B) 監督政治

最初教會の牧師を監督といふ風習であつたが、併し彼等は現今の監督とは大に違ひ、たゞ一教會の牧師であつて、それに一教會を監督する所の牧師は幾名もあつたのである(第十一章の(ハ)の項)。第二世紀初頃のイグナチアスの書簡中に、初て各教會に一人の監督のあつた事が記してあり、而して彼は各教會の一致すべきを説き、而して強く監督に服従すべき事を教へたのである(第十五章の(ロ)の項)。然れども其時代の監督も現今の監督とは異なり、一教會の牧師であつたのである。教會は夫より次第に發達して、第三世紀の中頃までに監督は現今の監督の如きものとなり、地方の諸教會の上に立つ所の役員となつたのである(第二十四章の(イ)の項)。第三世紀のシプリアンは、如此監督の理想的人物であつて、それに彼は各地方の教會が、各自の監督に服従する事により、教會の一致につとむべき事を嚴重にすゝめ、而して凡ての監督は又同一の地位と獨立とを有するものなる事を教へたのである。勿論羅馬教會は今日までも監督政治を採用してをるが、その監督といふは羅馬法王の権力の下にあつて、その地位と獨立とは第三、四世紀の監督と異なるのである。ルーテルの如き改革者は敢て監督政治を廢止するの目的はなかつたが、獨逸の監督なるものは改革者に反對するものであつた故に、改革者は不得已監督を用はずして教會を新に組織したのである。それで諸國や瑞典に於けるルーテル派の教會の上には、矢張監督があつたのである。又カルヴァンは使徒時代に近世の如き監督のなかつた事を論じて、その模範に倣ひ、監督をおかず、却て一般の牧師にも同

一の権力ある事を説き、所謂長老政治を立てたのである。然るに英國に於ける監督は改革説を賛成した故に、監督政治を廢止するの運動起らなかつたが、併しその後カルヴァンの説を受け容れた爲に、次第に監督政治に反對するものも起つたのである。それで英國教會は保守主義を取つて、今日までも監督政治を保持してゐるのであるが、この監督政治には二個の説があるので、即ち監督政治なるものは教會の益となるものであるとして尊重したけれども、敢て之を必要とする事なく、監督のなき教會は寧ろ眞正の教會であると承認するものもあり、又使徒の後繼たる監督を通して、キリストより傳つた権力のなき場合には、按手禮を執行する能はざる事を唱へ、監督なき教會には所謂禮典を執行する権ある牧師がない故に、眞正の教會といふ可にわらずとするものもあつたのである。即ちオックスフォードの運動を以て、後説は愈々盛大に行はれたのである（第八十一章の（ロ）の項）。

(C) 羅馬法王

第二、三世紀の教會には、諸教會の支配者の如き役員なかつた事は確實なる事で、彼のシブリアンの如き監督は、諸教會の一致の必要を論じ、而して羅馬教會を以て凡ての教會の母教會なりとして尊敬したけれども、敢て羅馬教會の監督を以て諸教會の頭領とする事なく、寧ろ諸教會の監督の獨立を鞏固に斷言したといふは確かなる證據である。然るに羅馬の監督は次第に廣大なる権力を

握るに至つたが、併し何時頃から監督が法王といふ位置を有する様になつたかといふ事は詳細にいふ事は出来ぬ。然れども第五世紀の中頃のレオ一世を以て最初の法王といふ可きであらうと思ふ（第三十六章の（乙）の項）。然るに又第六世紀末のグレゴリー一世を以て最初の法王であるといふ説もあり（第三十九章の（イ）の項）、それに六百六年のポニファース三世が全世界の監督といへる名稱を取つた故に、之を以て法王權の起原とすべしであるといふ説もある。第十一世紀の末頃のグレゴリー第七世は、法王の獨立を確立し、法王權を極端に主張し、又帝王の位をすら左右する程権力を實行するを以て、實に大法王であつたのである（第四十五章）。それに又第十三世紀の初頃、インノセント三世は法王權を實行するにより、榮譽を極めたのである（第四十八章の（ロ）の項）。然るに以後法王は各國の政治に干渉するの権力を次第に失ひながら、猶ほ教會内の権力は決して失ふに至らなかつたので、これに就ても議論が起つて、法王を以て全教會の大統領と爲すべしとして大に尊敬を表すけれども、その政治は立憲政治であるべき筈といひ、而して大會議なるものは法王の上にも権力を有する者であると論ずるものもあつたが、又之に反對して獨裁君主政治を主張する者、即ち法王はたゞ一人キリストより全權を與へられた者であると論ずるものもあつて、この説は千八百七十年に勝利を得たのである（第七十九章の（ロ）の項）。

(D) 教會の役員を祭司とする事

猶太教の如き宗教によれば、祭司のみが、神と人との間に立ち、仲保者として人民に代り犠牲を献ぐるのであるが、来五ノ一に「人の中より選る、諸の祭司の長は、人のために神に属することを任せられて、罪の供物と犠牲を献ぐることをするものなり、又此尊貴は神の召を受たる者に非れば自ら之を取者なし」とある如く、キリストは我等の大祭司であつて、完全なる犠牲を献げ給ふたのである。其故に最初の基督教會に祭司といふ役員はなく、たゞ監督又は長老といへる役員が、司會者の如き、或は教會の取締の如き、或は教會の會計の如き職務をとつたのである。その監督といへる役員は、神と信徒との間の仲保者ではなく、又信徒に代りて禮拜を爲す者でもなく、寧ろ一般の信徒は憚らずして各自神の恩恵を得ん爲に、恩恵の座に來る事が出来るのであり（來四ノ十六、十九以下）、それに教會の公會の席にて靈の賜を受けた者は、隨意に禮拜を爲す事を得たのである。然れども第二、三世紀から、教會の禮典と過度に尊重する様になり、その禮典を執行する所の牧師を、祭司として尊敬する傾向が起つたが、第三世紀の初頃のイレニアスは、「主の弟子は悉く祭司なり」といひ、又同世紀の中頃のシプリアンは、監督を祭司として「キリストの祭司に逆ふものは、キリストの恩恵を蒙る能はず」と説いたのである。それで中世まで發達し、今日までも猶發行はる所の羅馬教の説に由れば、聖體禮といふものは、祭司が信徒に代り、キリストの體を犠牲として神に献ぐる事であるとしたので、勿論教會の牧師を祭司として尊敬するのである。又監督派に於て

も、同じく教會の禮典を重する心を以て、牧師を祭司として尊ぶの傾向がある。併し監督派を除く外、新教の徒は祭司説を棄て、たゞ信徒各自が神と交るの自由と特權のある事を強く教へたのである。

(E) 教會と國家の關係

古代の教會は迫害の下にありて、政府に對し要求したのは、たゞ宗教自由のみであつたが、然るに第四世紀に、コンスタンチン帝が基督教會に加はつてから、直に教會と國家の種々なる關係が起り、皇帝は大會議を開きて、幾回となく神學的議論に干渉を加へ、次第に東方の教會は政府に依頼し、終に殆んど獨立を失つたので、今日までも希臘教は政府の下にあるのである。然るに之に反し、羅馬教會は自己の靈的獨立を唱へた許でなく、中世に至りて、グレゴリー第七世、アレキサンダー第三世、インノセント第三世の如き法王は「恰も法王は太陽の如く、帝王は太陽の如し」といつたが、實に法王は遙かに帝王に優りて、その政治の方法を調査し、而して帝王の悪事を責しめ、若し法王の嚴責を受け容れざる時には、その位をも剝奪するの權ある事を唱へ、實際にその權を幾分實行した事があるのである。然るに之に反し、ルーテルは教會に監督の職を廢した爲に、教會の取締上不完全なる所のある事を發見し、教會政治の幾分を政府に依頼す可き事を唱へたのである。其故獨逸に於ては、多分教會は今日までも政府の下にありて、眞正の獨立といふ意義はないのである。又

英國の監督派の徒は、エリサベスの如き女王に教會政治を一任する事を喜んだのである。然るにカルヴァインは、教會の獨立を強く説いた故に、ピューリタン派のものや、又蘇國の長老教會の先驅者は、政府に反抗して教會の獨立をかたく重じたのである。又第十九世紀の中頃、教會の靈的獨立を保護せんが爲め、自由教會の建設者は蘇國を立教會より分離したのである（第八十二章の項）の項）然れどもカルヴァインでも、又ピューリタン派でも、又長老派でも、國立教會の如きを尊重し、國內一般の信徒はその唯一の聖公會に服従すべき事を教へ、又政府はこの教會を保護し、この教會に逆ふものを罰すべき事を説いたのである。それとは違ひ、浸禮派や獨立派は如此國立教會の組織に反對し、寧ろ敬虔の心あるものが互に助け合ひ、神に従ふといふ契約を以て、各地方に教會を設立すべき事を説き、國家政治は如此教會に無關係である事を教へたのである。それで米國の如き所に於て、この説は行はるのであるが、一體國家政治が基督教主義を主張するとしても、敢て教會には干渉を加ふる事なく、却て凡ての宗教又は凡ての宗派に完全なる自由を與ふるのである。然るに之と異なり、今日までの英國教會は完全なる獨立がなく、實に一國の宰相が監督を定め、又國會が教會の取締上に就き規則の如きを設ける權利があつたのである。尤も祭司たる僧侶の束縛を防禦せんが爲め、政府の干渉を賛成するもの多數あつたが、廣教派は實にこの政治を大に唱へたのである（第八十一章の（ハ）の項）即ち國家と教會の差別を輕んじ、出來得るだけ凡ての信徒を一

教會のものとする事を理想とするものであつて、宗教なるものを社會の必要なる一種の運動なりとし、これをも政府に一任するといふのであるが、この説を實行する事は眞に困難なる事である。

(ル) 洗禮

最初より今日まで、僅かにフレンジ派を除く外、諸教會は洗禮を以て教會に加はるの禮典として執り行したのである。

(A) その方法

使徒時代に行はれた洗禮の方法に就き、大議論があつたのだが、多分現今の大多數の歴史家は、浸禮の行はれた事を承認するのであり、それに古代の教會が同一の方法を使用した事も勿論である。然るに病患の爲め浸禮を受くる事の出來ざる人に對してのみ、たゞ水を灌ぐ事を以て洗禮を執行する風であつた故に、浸禮を以て完全なる方法としたに相違ないけれども、併し必然の方法としたのではなかつたのである。今日まで希臘教會は浸禮を行ひ、而して三一の神の名に入るの表號として三回行ふ所の風であり、又羅馬教に於ても、中世まで浸禮を行ひ來つたが、凡そ第十三世紀頃より、次第に水を灌ぐ所の方法となつたのである。その方法に變更を來した理由は、歴史上に記載してはないが、多分洗禮を施す方法を敢て肝要と認めず、たゞ便宜の爲め浸禮法を廢したものであらうと思ふ。改革者も水を灌ぐ所の方法を承認したが、勿論浸禮派は浸禮を行ふので、即ち彼

等は他の方法により執行した所の洗禮を以て、真正のバプテスマにあらずと論するのであるが、他宗派の信徒は左程外形を以て必要と思はず、たゞ便宜なる方法を使用するを以て可としたのである。』最初の洗禮は、浸禮とは幾分異なる風であつたと唱ふる歴史家もある。即ち受洗者が水中に立ち、而して牧師はその頭に水を灌ぐの風習であつたとするので、彼の羅馬府の下にある墓、即ちカテコム（第二十五章の（ト）の項）の古圖には、この繪が畫かれてあるから、寧ろこの説をよむと思ふのである。それでこの説よりすれば、古代の洗禮は今日一般に行はるゝ風とは遠ひ、浸禮の如きものであつたが、併し全然浸禮と同一でもなかつたのである。

(B) 小兒洗禮

小兒洗禮は、最早使徒時代に行はれたかといふに就き、大議論があつたが、多分これには確證はないので、種々人により説は異なるのである。若し一家の主人にして基督教に加入する場合、その家族は一同基督教會に加はつたのであると思ふ人は（徒十六ノ三十三）「其家族と偕に皆バプテスマを受く」、勿論小兒洗禮はその當時に最早行はれたと信するのである。然るに洗禮を以て各自の信仰の表號であるとする人は、勿論この説を否認するのである。それで小兒洗禮の事が歴史上に確かに見ゆるのは、第三世紀の初頃のテルトリアンや、又同世紀の中頃のオリゲンの著書に出てゐるので、即ちオリゲンは第二世紀の末頃、信徒であつた所の両親より生れた人で、彼は小兒洗禮を以て使徒

時代より傳つた風習であると斷言し、又テルトリアンは小兒に洗禮を施す事を不可としたのだが、併し彼は諸方に行はれてをたつた事を證據立てゝをるので、以後廣く一般に行はるゝ風習となつたのである。前にもいつた如く、第四世紀中で、青年が受洗後に犯す所の罪の赦されざる事を恐れ、成年に達するまで洗禮を見合せる者が幾多起つたので、それで晩くも第三世紀、若しくは第二世紀より教父母なるものが小兒に代り、約束を立てる風習が行はれたので、この事に就きオーゴスチンの語に「人（アダム）により罪を犯せし小兒は、又人（教父母）によりて信仰するは當然なり」といつてをるのである。それで早くより教父母は小兒に對して恰も實際の親戚同様として、その受洗者とは決して結婚すべからずといへる規則を設け、現今までも羅馬教に行はれてをるのである。改革者も悉く小兒洗禮を行ふ事を承認し、又國立教會のある國にて一般の人は、必ず小兒時代に洗禮を受け、之を以て教會員と稱ふるの風であつたのである。然れども浸禮派は早くより、各自一個の信仰のみを以て眞に教會に加はり、教會員となる可きであると説くと同時に、又小兒洗禮をも全然否定したのである。それに小兒洗禮は實際のバプテスマにあらずとして、小兒洗禮を受けたものでも、成年となつた後に信仰を起した時、再度洗禮を受く可き事を説いたので、これに反對する所の論者は之をアナバプテスト（再洗禮派）と稱へたのである。然れども浸禮派を除く外、一般の教會は小兒洗禮を行ふたのであるが、併し小兒洗禮の説明に就いては大なる差別があつたのである。

(C) 洗禮の説明

第二世紀より信徒は一般に洗禮を尊重し、而して受洗者は洗禮を以て新に生るゝものとしたのである。例之ジョスチンは「道を信するものは水のある所に於て新に生るゝ事を得べし」といつたが、その時成年の者は洗禮を受くる事を以て、生命を惜ず偶像教より基督教に轉宗する表號であり、又之は一變した所の證據であつた故に、新に生るゝ所の禮とする事は敢て奇怪でないのである。それに洗禮を受けざる以上は救はる事なしとの説が、早くより諸方に行はれ、オーゴスチンの如きは洗禮を受ずして死する小兒は、アダムの原罪に關聯するが爲に、天國に入る事能はずと説いたのである。彼のオーゴスチンに反對したるペラギアスの如きものも、洗禮を受けずしては天國に入る事能はずとしたのである。第三世紀の異端者が施した所の洗禮は、眞正のものなるや否やとの論があつて、シリリアンの如きは異端者の施した洗禮は、眞正のものにあらずと強く論じ、又羅馬の盛督は、三一の神の名を以て施す洗禮は、眞正のものであると説いたが、この説は次第に諸方に行はれたのである。中世まで發達し、猶ほ今日までも行はれる羅馬教の説によれば、洗禮は救を受くる爲に必要のものであるが、併したる洗禮を求むる所の熱心があるならば、若し不得已事故の爲に洗禮を受けずして死去するとも、洗禮を受けたと同様救に入るに相違なからんとしたのである。それでその結果は何であるかといへば、アダムの原罪に關聯する罪、即ち原罪や、又受洗前に犯した所の罪は洗禮によりて一切赦さるゝとするので、而して受洗後の罪は、各自に於て償ふ可きであるとするのである（然らば若し臨終の場合に至り、洗禮を受けたならば、一生のあらゆる罪を赦さるゝ事が出来るのである）。斯く洗禮を必要とする結果、若し不得已場合（即ち牧師の不在中臨終に際した人のある時）、普通の信徒何人にも洗禮を授くる事を許したのである。改革者は洗禮執行の事に就き皆一致してをつたが、併しその説明に就ては幾分の相違があつたので、即ちルーテル派の神學者は、洗禮を受けずして死する者は、決して救はれぬといふ程洗禮を必要とはせなかつたが、併し洗禮を以て重要なるものとしたのである。其故に羅馬教と同じく、不得已場合には何人でも洗禮を執行する事を許したのである。カルヴィンは洗禮を以て信仰を表現し、且つ信仰を強固にする所の禮として之を重じ、又天の恩恵を施す所の禮として肝要としたが、併し敢て之を必然的のものとする事なく、たゞ牧師以外にはこの聖禮典を執行すべからずとしたのである。ツウヰングリーはこの禮典は信仰を認し、教會に加入する所の禮として守る可きものとしたが、敢て天の恩恵を蒙る所の禮とする事を是認せなかつたのである。今日までも矢張カルヴィンの如き説を唱ふる人もあり、又矢張ツウヰングリーの如き論を主張するものもあるが、新教には確定したる説はないのである。浸禮派の説によれば、洗禮を以て救を受くるに是非必要のものとする事はない故に、彼等は浸禮を行はざる教會と交際するに困難はなかつたが、浸禮を受けずしては聖晚餐を守る可きでないとし、

第八十六章 教理歴史の概観

七百六十九

浸禮を行はず、而して小兒洗禮を行ふ所の教會とは、ともに聖晩餐を守るべからざる事を不幸にも教へたのである（この點に就ては浸禮派の中にも幾分異説があつたのである）。又監督派の信仰簡條によれば、洗禮を受くるものは小兒であつても新に生るゝ事を得るとするが、この新に生るゝといふ所の説明にも種々あつて、或は將來新に生れんとする希望の表號とするものもあり、或は新に生るゝ事の之れが初であるとするものもあり、或は實際に新に生れたものであるとする人もある。

(ナ) 聖晩餐

聖晩餐も僅少のフレンド派を除く外、最初より今日まで、萬國凡ての教會は聖晩餐を聖禮典として守つてをるのである。然るに不幸にしてこの信徒の交際の表號となる可きものが、却て幾回となく大議論の燒點となつたといふ事は大に悲む可きである。

(A) 古代

使徒時代にエルサレムの信徒は、日々聖晩餐を守る風習であつたが（徒二ノ四十六「日々家に於てパンをささぐ」）、之はたゞ暫時の間であつたであらうと思ふ。夫より以後日曜毎に行ふ風が諸方に行はれ、今日までも猶ほ同一の風習に循ふ教會も幾つかあるのである。（徒二十ノ七「一週の首の日我等パンを擘爲に集り」）。又使徒時代には日曜の夕暮「愛の筵」即ち親睦會の如き會を設け、教會の親密を現はし、又相互の愛心を勵ますと同時に、聖晩餐をも守る風であつたが、これに就ても種々

なる混雜が起つた爲に、パウロはきびしく譴責を加へたのである（哥前十一ノ二十以下）。その後「愛の筵」を廢し、たゞ日曜の朝公開の説教を爲す場合、聖晩餐を行ふの風となつたが、多分未信徒が之を見て誹謗する事あらんを恐れ、説教後先づ公開の集會を開き、洗禮を受けざる者を散會せしめて後、たゞ教會員のみ聖晩餐を守る風であつたのである。それでその當時の葡萄酒には、水を混じつたものを用ゆるのであり、又執事がパンと葡萄酒とを以て、疾病の爲に欠席した會員の家に分配するの風もあり、又洗禮を受けた小兒をも聖晩餐に列席せしめ、之を守らしむる風もあつたのである。早くより聖晩餐の場合に、神の恩恵を感謝するとともに、貧窮の兄弟の爲に同情の寄附金を集むるの風があつて、今日までも猶ほ多數の教會に行はれてをるのである。又古代の教會員は、そのパンと葡萄酒を教會に献納する風があつた故に、パンと葡萄酒とを献納する事により、敬神の表號とし己が靈を神に献ぐる事としたのである。

で、例之イレニアスの語に「我が感謝する所のパンは主の體なり、その杯は彼の血なり」、又テルドリアンの語に「我が肉體はキリストの肉と血とを喰ふなり」、又シプリアンの語に「聖晩餐のパンはキリストの肉なり」といつたのである。然れども彼等は敢て羅馬教の如き化體説、即ちパンは字義的に變化してキリストの肉となるといふが如き説明を是認する考はなかつたので、オリグンの如き

も、聖晩餐のパンはキリストの體の譬喩なる事を明白に教へたのである。

(B) 中世

第四世紀のアムブロスは化體の如き説を教へたが、それで彼は字義的に化體を説いたのであるか、その邊は解らぬのである。第九世紀(八百十八年)のパスカシアスが初めて明白に化體即ちパンが字義的にキリストの肉と變じ、又葡萄酒が字義的にキリストの血となる事を説き出して、その時代には勿論如此説を拒絶する者が幾分あつたけれども、併し次第に行はるゝに至つたのである。第十世紀(千五十年)の頃ヘレンガは、それはキリストの實際の體でなく、たゞキリストの力が聖晩餐の中にもつてゐるのであると教へたが、迫害を受けた爲めに説を棄てたのである。そこで第十二世紀に至り、初めて化體といふ名稱を以て、前の説を唱へ、又インノセント第三世の時代(千二百十五年)の大會議を以て信仰箇條の中に加へたのである。然れば中世の神學者はこの説を是認し、力を盡して道理に適すると論じたのである。又彼等は實體と固有質との區別を説き、パンの固有質(その形、その色、その味等)は變化せぬけれども、實體が變化すると断定したが、勿論如此變化の證據とすべきものはないので、たゞ信仰を以て受く可きであるとしたのである。そのみでなく、キリストの神性は肉體とともにあるといふ説を以て、聖體を崇拜す可きを説き、それにパンは直接キリストの肉と變化するけれども、キリストの身體の全部がパンの中にも又葡萄酒の中にも

籠つてゐる故に、パンのみを食する事により、キリストの體の全部を受くる事が出来ること説き、而して若し普通の信徒にして葡萄酒を飲む場合に、過つて一滴なりともこぼす事あらんを恐れ、たゞパンのみを興ふるの風習となり、第十三世紀中次第に教會に行はるゝに至つたのである。この事の爲に、僧侶と普通の信徒との差別が判然する様になつたのである。

パンが變化してキリストの實體となるといふ事は、勿論奇跡といふ可きであるから、如此大奇跡を行ふ所の基督教の有力なる事を以て、一般の信徒よりも僧侶の遙かに優る事が愈々明白となつたのである。そのみならず、キリストの體を献ぐる事を以て禮典とするにより、天の恩寵を蒙るの方便としたので、即ち祭司が犠牲を献ぐるにより、在世中の信徒も、又死去した所の信徒も、皆天の恩寵を蒙らんが爲め、祭司に禮物を納め、彼れ一人に聖體禮を執行せしむる事となつたのである。而して普通の信徒は少なくとも一年に一回、必ず聖體を受く可しとの規則を定め、或は聖體を受くる前、是非祭司に對ひて、各自の罪過を懺悔す可き規律を設くるにより、祭司は信徒の上に大權を握るに至つたのである。

(C) 新教の説

改革者は皆化體又は犠牲を献ぐるといふが如き説を放棄したが、不幸にして聖晩餐の説明に就き、互に激烈なる議論をなしたのである(第六十一章の(一)の項)。即ちルーテルは化體を受け容れなかつたが、「これは我體なり」といへるキリストの語を字義的に是非説明す可きであると思ひ、所謂合體といへる説を探り、聖晩餐のパンと口を以てキリストの體を受くるのであると説いたのである。それで口を以て靈的にキリストの體を受くるといふが如き説は、寧ろ難解説であるが、今日でもルーテル派の説であつて、靈的といふ一言を以て、羅馬教に反對するのであるけれども、口を以てといふ語を以て、眞體現在、即ちキリストの體は實際パンと口とにもあるといふ事を教ゆるのである。然れば若し未信徒にして聖晩餐のパンを食するならば、矢張キリストの體をも食するので、彼等はこの體を食する事により、災害を招くに至ると説いたのである。

ヅウイングリは之れと異なり、聖晩餐はキリストの贖罪を記念するの禮典であるとして、パンと葡萄酒とはキリストの肉と血との譬喩である事を説き、聖晩餐の要點は信仰をもつて天恩に感謝し、且の記念するのであるとなし、而して感謝するの心を以て、この禮典により贖罪を記念するものは、必ず眞正の利益を受く可きであるとしたのである。

カルヴァンは中立説を探り、口を以て體を食するといふが如き説を決して受け容れず、それでキリ

ストの體は天にあるといふ事を説いたけれども、信徒たる者は聖晩餐を守る事により、聖靈を以て天にある所の體を食するが如き恩恵を受くるのであると教へたのである。即ちその説明によれば、聖晩餐の要點は、たゞ贖罪を記念するのでなく、キリストの恩恵を蒙る事にあるが、この恩恵を蒙るには信仰が必要であるといふのである。然るに少しくカルヴァンとは違ひ、天にある體を食するといふが如き説を探らぬが、聖晩餐の要點は靈的恩恵を蒙るのであるとする人も随分多數あり、又ヅウイングリの如き説を唱ふる人も多くあるのである。以上の兩説を合併するといふ事は左程困難でないで、即ち聖晩餐の根本的の要義は、感謝して恩恵を記念するといふのである故に、この禮典を眞實に守るものは、之によりて靈的恩恵を蒙ると信するに別に困難はないと思ふので、多分信徒の多數は如此説を探るであらうと信する。

英國教會の中の禮典或は儀式を尊重する所の徒は、眞體現在説を強固に説き、聖晩餐を日曜毎に守る程之を尊重し、必ず早朝(朝飯前)に守る可き事を説き、又その儀式を莊麗にする事を望んでるのである。然るにその眞體現在説の定義よりすれば、或はルーテルの如く合體説を唱ふるものもあり、或は羅馬教の如く化體説を主張するものもあり、又日々聖餐を執行する事を好むものもある。

(ウ) キリストの再臨

最初より今日まで、一般の教會即ち凡ての信徒は、キリストを救主として尊め、又現在聖靈を以て

働き給ふキリストに依頼するといふ許でなく、實に將來に關する希望を抱き、キリストが終には完全なる勝利を得て、神の聖國を建設し給ふと信するのである。たゞ各自一個の來世の生命を望むといふ許でなく、現世に於ける聖國の建設をも望むのである。されば最初より大多數の人の希望は、キリストの再臨に關するものであつたのである。

(A) 古代の説

使徒時代の教會が、キリストの再臨を望んだといふ事は、使徒行傳、書簡、黙示録中に幾回もあるので、今一二を引照すれば、信徒相互の挨拶に「マラナタ」即ち「主臨らん」(哥前十六ノ二十二)といひ、又「主イエスよ來り給へ」(黙二十二ノ二十)といふが如きは、一般の信徒の祈禱であつたのである。然れば第二、三世紀の信徒は、多くユダヤ人の如き希望をいだき、キリストは世に降り給ふて、眼に視ゆる所の王國を建設し、信徒に大幸福を與へ給ふといふ事を望んだのである。第二世紀のジヨスチンは「使徒ヨハチの預言せし所に從ひ、死したる信徒は甦り、千年の間キリストとともに新に建設されたるエルサレムに住居し、其後一般の人々も甦りて大審判を受く可し」と信じたのである。又イレニアスも「信徒はキリストの再臨の時に甦り、一千年の間エルサレムに住居すべし」といつたが、又テルトリアンの如きも、如此説を熱心に説き、又モムタニ教はキリストの再臨の近きにある事を重しとしたが(第十九章の(三)の項)、第三世紀のオリゲンや、アレキサンデ

リアのゼルニシアスといへる監督は、如此説に反對したのである。第四世紀には千福年に對する希望次第に消滅し、オーゴスチンの如きは、千福年を以て基督教が世の中に行はるゝ時代であるとし、信徒がキリストとともに王たる事(黙二十ノ四)を以て、教會が盛大となり、靈的勢力を増加する事の譬喩とし、それと同時に第一の復生(黙二十ノ五)といふも全く靈的復生であると説いたのである。

(B) 新教一般の説

改革の時代より今日まで、一般の新教徒の説によれば、基督教は愈々盛に行はれ、益々全世界に波及し、終に所謂一千年間(多分長歲月の譬喩)、罪に關する災禍、即ち戦争の如きが皆無となり、萬國の人が皆ともにキリストを信仰し、神の恩恵を蒙り、相互に兄弟として交り、基督教の結ぶ所の果を充分に味ふ事により大幸福を來し、それより以後キリスト臨り給ふて死者を甦らせ、審判をなし給ふといふので、即ち第一、所謂千福年は基督教が靈的能力を以て増々盛大に行はるゝ事の結果とするのであり、又第二、キリストの再臨は千福年の末に至り、一般の人々が甦り、大審判を受くるの時であるとするのである。如此説を承認する者は、基督教の進歩に就きて希望をいだき、樂天的の思想を有するもので、即ち基督教が行はるゝに如何なる障害や、又不振の教會や、又教會に幾多の缺點があつても、聖靈の活力により、必ず盛大に振起して、終には勝利を得べきの時があ

ると信するので、如何に缺點が一方にあつても、又他方に歎賞す可き事が幾多あるとするのである。

(C) 千年前説

改革時代にも、第二世紀と同様なる説を唱ふる人があり、又第十九世紀に千年前説を主張する人もあつて、如何に少数であつても、中には有名な神學者や傳道者もあつたのである。その説の主意とする所を簡單にいへば、第一、キリストは眼に視ゆる形状を以て、この世に降り給ふといふ事を重要とし、第二、キリストの再臨まで、基督教は全勝利を敢て得る事はないとするので、それでこの徒は敢て現在働き給ふ所の聖靈の力を蔑視するのではないが、基督教の進歩に就て厭世的の考をもち、又基督教會の缺點の大なる事に甚しく感じ、現今の如き方法を以て救はるゝものが幾人あつても、この方法にては決して全勝利を得る事が出来ぬと斷言するのである。又第三はキリストが臨り給ふや、能力を現し、罪惡を滅じ、教會をして全勝利を得せしめ、眼に視る所の聖國を建設し給ふといふのである。又第四はその時にユダヤ人も基督教を信仰し、ユダヤ國に歸り、貴き權利と幸福を受くるといふのであり、又第五はキリストは千年の間エルサレムを都城とし、眼に視ゆる所の形状を以て世の中に住居し、又第六はキリストの再臨の時に、先づ死者たる信徒が甦り、世にある所の信徒どもにキリストの政治の幸福を受くるといふのであり、又第七は一千年の末に至り、暫時の間サタンは今一回力を現はしてキリストに反抗し、謀反を企てるであらうが、併しキ

リストはその敵に打ち勝ち、その上惡人は甦りて審判を受くるであらうといふのである。千八百四十三年に、キリストが必ず再臨し給ふとの希望を有するものが、米國に數千人もあつたが、併しその時に至りて彼等は失望したのである。それで猶ほ今日も再臨派といふものがあつて、殊にキリストの再臨を尊重する所のものもある。右の千年前説を唱ふる多數は、敢て宗派といふ可きものでなく、凡ての宗派中に如此説を唱ふるものがあるのである。又再臨の時日を詳細に預言する人は多分一人もないのであるが、一千年前の説を主張する人の多くは、再臨の近き事を望んでゐるのである。

(D) 再臨を譬喩とする説

千年前といつても、又千年後といつても、大多數の信徒はキリストの臨る事を目的として説明し、而してキリストは眼に視ゆる所の形状を以て臨り給ふといふ事に一致するのである。然るに近來再臨といふは字義的に説明す可きものでなく、キリストが靈的能力即ち聖靈を以て世の中にあり、而して恩惠深き所の働きを爲し給ふ事の譬喩とす可きであると説くものが少數あるので、この説は敢て諸方に行はれてはをらぬが、併し次第に一般に行はるゝであらうと思ふのである。この説の要點とする所は三つあつて、第一は、この世に於てキリストが靈的能力を以て、一般の教會或は信徒各自にあり給ふといふ事を信するので、第二は、信徒各自がこの世を去る時、來世に於てキ

ストとともなる事により、完全なる幸福を蒙るといふので、第三は、キリストの靈的能力即ち基督教を應用する事により、神の國が世の中に次第に建設され、之に由りて世の中は次第に變化を來し、聖潔にして幸福となるのであり、而して又時々キリストの臨り給ふが如き特別の變化もあつて、キリストは敢て眼に視ゆる所の形狀を以て來り給ふ事は多分ないのである。されば一日も速かにキリストの靈的能力の充分に現れん事を願ふのであるが、併し神前には「千年は一日の如し」といへる語のある事により、神がこの世を創造し給へる時日の長かりし事と、キリスト降臨までの時日の長かりし事とを思へば、如何に基督教の進歩が遅々として振はぬとても、敢てこれを奇怪とせず、又決して失望す可きにあらずと説き、世の末に就いては到底前以て何事をも了解する事は出来ぬとするのである。

(カ) 死と甦生との中間状態

(A) 煉獄

往昔にても又現今にても(特に再臨派)、死してより甦るまで、信徒の靈魂は睡つてをると説くも少數あつたが、一體最初から今日まで信徒の九分通は、肉體は死するも、靈魂のみは睡る事なく、生きてをると信じたのである(腓一ノ二十三)世を遊てキリストと共に在る。然るに一般の信徒は、甦生の時まで天國の完全なる幸福は受けないのであるといふ説が往昔より行はれ、この状態に就て

考ふる所より、次第に煉獄の如き事を想像したのである。即ちこの世を去る普通の信徒の甚だ不完全なることを思ふ時に、死彼天國に入る其前には、是非教育或は懲戒の如きを受く可きであるといふが如き説の、如何にも道理に適當する様に思はれるのである。それでオーゴスチンは、如此説を以て眞理に近きものとしたが、併し敢て確實なりともいひ難しとしたのである。六百年の頃、グレゴリー第一世は初て不完全なる信徒の靈魂が、死後煉獄に於て懲しめを受くるといふ事を教へたが、今日までも羅馬教にてこれを確信してをるのである。即ち完全なる信徒、特に殉教者の如きが死去するや、直に天國の幸福を受くるけれども、一般の信徒は受洗後に犯した罪がある故に、如何に教會に加入した所の恩恵を以て、地獄の刑罰を免るゝ事が出来たとしても、猶ほ煉獄に於て償ふ可き罪があるとし、又その煉獄の懲しめは有限のものであつて、甚だ苦痛のものであると説いたのである。然れどもこの苦痛は、教會の助力を以て短縮する事が出来るといふので、即ち祭司が死者の爲に聖體といへる犠牲を献ぐる事により、死者が煉獄の苦痛を早く免るゝ事が出来ることしたのである。如此説に就き注意すべき事は、第一、聖書には如此説の毫も記載してないので、寧ろキリストとともにも十字架に釘けられた罪人は、罪を悔改めイエスに信頼した爲め「今日なんぢは我と偕に樂園に在べし」(路二十三ノ四十三)とのイエスの約束を蒙つたのである。第二、如此説を以て教會は死者に關する所の權力を握り、而して祭司は死者の爲に聖體を執行するにより、金貨の利益を

得るの方法としたのである。第三、此如説よりすれば、神前に於て貧富の區別を無くする事が出来ず、却て富者は聖體を献ぐる爲に祭司に禮物を納むる事により、來世に於ても貧者に優る所の幸福を受くる事となるのである。希臘教は煉獄に就て確實なる説はないけれども、同様なる事を教へるのである。

(B) 新教の説

改革者は皆煉獄の如き説を全然排斥したのみならず、多分極端に反對して、死後信徒は直に全然潔められ、天國の幸福を充分に蒙ると説いたので、或る信仰簡條を引照すれば「義人の死する時には、その靈魂は全然潔められて最高の天に上げられ、神の榮光ある聖顔を仰ぐにより、その體の救はれん事を望むものなり」とあるのである。然るに近來に至り、煉獄の如き事は説ぬけれども、死後直に全然潔めらるゝといふ事を信じ難しと思ひ、死後或は教育を受けて發達するに従ひ、次第に潔めらるゝものならんとの説が幾分行はるゝに至つたのである。

(C) 死者の爲の祈禱

最早世を去つた所の親戚朋友の爲に、祈禱を献ぐるといふ風習は、古代の信徒間に何程まで行はれたものか解らぬが、實例は歴史上にあるのである。即ち二百年の頃、基督教の爲に死刑に處せられんとする若き一婦人が、既に死去した所の舍弟の悲哀に沈んでをる状態を夢み、爲に彼女は四

五日間頸に舍弟の救はれん事を神に祈つたが、其後再び歡喜の状態を夢たので、彼女は祈禱によりて舍弟が救はれたといふ慰安を蒙つたといふ事である。如此は敢て普通以外の事件でなく、當時一般に行はるゝ所の信徒の信仰であつたのである。されば煉獄説を信するものも、同じく死去した所の親戚朋友の爲に、祭司に禮物を納めて聖體を執行せしむるの風習となつたのである。然るに之に反して新教徒の大多數は、死後直ちに或は完全なる救を蒙り、或は刑罰を受くるものであると信じ、死者の爲に敢て祈る事なく、却て無益なる事としたが、近來に至り、死者は未だ完全なる救を受けをらざるの思想が起り、是等の爲に祈禱を献ぐる事を可とする者が随分起るに至つたのである。

(D) 死後の悔改

舊教でも又新教でも、煉獄に入るも入らざるも、死後に於ては決して救を受くるの望みなしと説いたのである。羅馬教の説に由れば、現世に於てバプテスマを受けざる者は、如何にしても天國に入る事は出来ぬとするので、新教も又現世に於て罪を悔改め、キリストに信頼すべき事を強く説き、且つこの世の生命に於ける責任の重大なる事を教へ、死後罪を悔改め、恩恵を受くる機會なしとしたのであるが、近來に至り現世に於て神の道を聞かざるものは、死後道を聞くの機會があるやも知れずとするものもあり、又何人と雖も死後罪を悔改め、神に信頼するの機會があるやも知れずとする小數のものもあるのである。

(三) 復生の大審判

マルタが「末日の甦るべき時に甦らん事を知るなり」(約十一ノ二十四)といつた如く、イエスの時代のユダヤ人も、又最初より今日までの一般の信徒も、世の末日の日に萬民が甦りて審判を受く可き事を信じたのである。即ち「我に就し人は末日の日に我これを甦らすべし」(約六ノ四十四)といふが如き語に基いた信仰を以て、之を確信するのである。然れども復生の體に就て、種々なる議論があつて、往昔ジョスチン、イレニアス等の如きは、肉體そのものが甦るであらうと説いたが、オリゲンは一の肉體の甦るといふ事を否定したのである。それで東方に於てはオリゲンの如き説が行はれたが、西方に於ては復生を字義的に説明するの傾向があつたのである。この説によれば、肉體の甦る時は、同一の物質を有するのであつても、新に造られ、且つ潔く貴きものにせらるゝであらうといふので、改革者も同様な説を採つたのである。現今に至り新教徒の間に行はるゝ所の説は、哥前十五ノ三十六以下の「爾が播ごころのもの、將來はゆる所の體を播に非ず、只粒のみ」といふパウロの教訓に適ふものとして、復生の體は現世の肉體と幾分關係あるものであつても、決して同一のものでなく、新しき體即ち靈體であるとするのである。然れども現今猶ほ同一の體の甦るといふ説は、幾分行はるゝので、多分普通の信徒の中には、死者が墓より甦るといふ事を字義的に説明する人も多數あるであらうと思ふ。

史 會 教

又復生の時期に就き、右の(ア)の項を以ていつた如く、普通の説に由ば、信徒も悪人も末日に甦るといふのであるが、千年前説を唱ふる者は、信徒はキリストの再臨の時に甦り、後千年の末に至りて、悪人が甦るであらうといふので、如此説を以て第一の復生(黙二十ノ五)といふ説に適ふと斷言するのである。

それで死後復生に至るまでの信徒の状態は如何といへば、實に難問といはざるを得ないので、或は體のなき靈魂ありや否や、或は靈魂は假に體を受くるものなりや否やといふが如きは、到底確説を得難いのである。

史 會 教

世の末に至りて大審判のあるといふ事は、最初より今日まで一般に行はるゝ説で「死し者の大と小との別なく、皆神の前に立審判を受る也」(黙二十ノ十一、十二)、又審判の場所はエルサレムと橄欖山の間の谷であらうといふ事は、昔日隨分行はれた説である(耳三ノ二)。然るに今日では如此事は到底解らぬものであるとする人が多數あるのである。

再臨を譬喩とする者は、復生に就き一般の教會と幾分異説を唱ふるので、第一、死と復生との中間の體のなき靈魂の状態に關する問題の困難なる事を考へ、第二、數千年或は數萬年の間、天國に於て完全なる幸福を味つた後、審判を受るといふ事の信じ難きを思ひ、大審判は實際一時に來る所の出來事ではなく、寧ろ各自一個が死後の賞罰を受くる所の譬喩であらうと説くものが少數あるので

ある。この説よりすれば、各自善なり、悪なり、いづれにか大決心を爲す事により、賞罰を受けるのであるが、悉く一同に懲り、而して一ヶ所に集り、一時に審判を受けるのではなく、救はる者が各々靈體を受けて幸福を蒙り、又悪人も各々直に災禍を蒙るので、これは各自一個の審判であるとするのである。されば聖書の語を字義的に解釋する時には、この新説を直に採る事は困難であるが、併し字義的に解釋せず、たゞ譬喩とする方が道理に適し、且つ信と易いと思ふ人もあるのである。

(タ) 未來の賞罰

救はれしもの、幸福の大なる事や、又その永遠無窮なる事に就ては、別に議論はないので、それとその幸福を想像して興味ある語により表現してある事は幾多あるので、之は凡てたい興味ある想像に過ぎぬ故に、何人と雖もその詳細の事は解らぬが、これに就て決して議論はないのである。悪人の刑罰が、實際字義的の火の如き苦痛を嘗めるのであると、古代に於ては信じたのであり、又近來までも幾分行はれたのであるが、現今に至り、熄ざる火盡ざる蟲といふは、靈魂の苦痛を譬喩的に現はしたものであると解釋する事が大に行はれ、又この苦痛は神が悪人に加へ給ふものでなく、たゞ其人の罪の結果であつて、自然に起る所の痛悔の如き苦痛であるといふ説が次第に行はるゝのである。

悪人の刑罰は無限か有限かといへば、最初より今日までの大多數の神學者は、無窮の刑罰(太二十五ノ四十六)、即ち終局のなきものとして解釋したのである。例之シブリアンは「悪人の苦痛は息みなし、又終局もなし」と、又中世のダンテといへる詩人は「地獄の門より入るものは凡ての希望を放棄すべし」といふを以て、中世一般の説を表現したのである。改革者も來世の刑罰には終局なしと説き、而して近來までも刑罰の永遠無窮なる事は、聖公會の確實なる信仰箇條の一であつて、諸方に行はれたが、然るに古代に於ては一般の説と異なる説を受くるものも少數あつたのである。オリゲンには終には悪人も悪魔も救はるゝの時あらんとの望をいだき、又第四世紀のニサのグレゴリー(第三十一章の(ロ)の項)や、クリソストムの親友テオドーの如き四五の人々も、同一の希望を有したが、之は少數であつて例外であつたのである。然るに近來に至り、未信徒の悉く無窮に刑罰を受くるといふ説は、神の慈悲に適當せざる事と思ひ、幾人か他の説を唱へ出して、或は靈魂不滅といふを打ち消して、キリストの生命に加はらざる者は滅亡すべしと説くものもあり、或は現世に於てキリストの道を開かざる者は、死後キリストに信頼するの機會あらんと説くものもあり、或は死後といへども大決心を爲すまでは、惡を棄てキリストに信頼するの機會あらんといふ人もあり、或は何人と雖も皆終には神の恩恵深き誘導に服従して罪を悔改め、救はるゝに至らんと教ゆる所の宗派もあるのである。この宗派に屬する教會は米國に於てたゞ一千に足らぬのであるが、併し今は一般の

教會にも幾分この説が行はるゝの傾向があるのである。國家に於ける懲罰に就きての新思想、即ち懲罰の大目的は刑罰にあらすして改革なりとの説が行はるゝに従ひ、罪人の死を好まざる神は、終には凡ての人をして悔改と救拯とに導き給ふとの説が次第に行はるゝに至るのである。然るに如此希望は聖書に適當せざるものとして排斥するものも多數あるのである。

第八十七章 日本に於ける羅馬教の傳道

(本章は京都のケリー氏がもつて「羅馬教の日本に於ける事業」と題せるものによつたのである)

第六十七章の(ロ)の項を以ていつた如く、ルーテルの改革運動に反對し、羅馬法王の權力を強固にせんとの目的を以て起つた所の耶蘇會社の徒の中に、ザツイエーといへる人があつて(千五百六年—千五百五十二年)、彼の働きが日本にまで及んだのである。抑も日本に渡來した所の最初の歐洲人は葡萄牙人であつて、而して千五百四十二年頃初て渡來したのであるが、夫より凡そ六年後に、葡萄牙人の船中に一人の青年なる日本人が乗込み、マラッカ(亞細亞の東南)にまで來り、其處でザツイエーに邂逅したのである。それで歐洲人はこの日本人をアンジロウといつてをるけれども、その實名は多分彌次郎であつたであらうと思ふ。彼は印度の南方の臥亞(葡萄牙人の殖民地)にまで遣はれ、其所で耶蘇會社の學校に入學し、又彼はその從者と一人の朋友とともに洗禮を受け、且

つその智力と記憶力と又基督教の規則を守る所の熱心とを以て、彼は大に耶蘇會社の信用と賞讃とを受けたのである。而して彼が日本にも宣教師を派遣せん事を請願したる結果、ザツイエー、トレス(Torres)、フルナンデーズ(Hernandez)の三名が日本人とともに日本に渡來する事となり、千五百四十九年八月十五日に鹿兒島に到着したのである。然るにその地方の者は大に宣教師を歓迎し、殊に薩摩の藩主島津貴久は己が領内に於て基督教を説く事を許可した故に、ザツイエー等は彌次郎の助力により、日本語を以て基督教の大意を翻譯し、それで彼は日本語を學ぶ事はなかつたけれども、たい路傍に立ちてその大意を記録したるものを朗讀して傳道をなしたのである。然るに外國人の日本語を聞かぬものとの好奇心を以て日々群集し來る者が、數ヶ月間繼續してその教を聞く事により、凡そ百名の者が鹿兒島に於て洗禮を受くるに至つたのである。その後佛敎僧侶の教唆により、島津貴久はザツイエーの説く所の宗教を信仰する事を禁止したのである。然れば宣教師等は凡そ一年間にして鹿兒島を去り、肥前の平戸に移り、其所にて數日間の働きを以て、凡そ百名の人が基督教に加つた。ザツイエーはいつてをるのである。併しこの基督教に加入したといふ事は、たい洗禮を受けたといふ丈の意義で、即ち當時の宣教師は未だ基督教の主意を悟らざるものにて、直に洗禮をすゝめ、之を辭退せざる以上は、速に洗禮を施したので、之は大なる缺點といふ可きである。ザツイエーとフルナンデーズとは愈々日本の皇帝に是非道を傳へんとの

希望を抱き、千五百五十二年一月京都に到着したが、豈に計らんや京都は六年前の大火の爲め、殆んど全焼に歸し、未だ充分の再興を見ざる其上に、屢々内乱が起り、爲に騷擾を極めたので、宣教師等は道を宣傳するの機會を得ず、失望の結果不得已終に京都を去りて平戸に歸り、又そこより山口に赴き、其地の藩主に印度の支配者より得たる献上物と書簡を贈つたので、番に藩主が教を説く事を許可した許でなく、佛教の寺院に屬する所の地所をも與へたので、其故に二ヶ月の後には凡そ五百名の受洗者が起り、其中に一人盲目なる講談師があつたが、彼は夫より生涯即ち三十年の間熱心傳道に従事したといふ事である。

彌次郎の其後の生涯は如何といふに、餘り好方面を有する生涯でなかつたので、即ち彼は鹿兒島にをつた故に、其後佛教の僧侶の爲に種々なる妨害や困難に遭遇し、終に失望落膽して基督教の爲めに働くの勇氣を失ひ、その結果として彼は海賊となり、支那に赴きて後殺害されたといふ事である。ザヴィエーは暫時豊後の府内に止まり、藩主大友義鎮の厚意を受け、藩主が宣教師に對して非常なる懇切を盡した故に、彼等は暫時府内を傳道の中心としたが、從つて基督教反對者の運動の中心ともなつたのである。然るに大友義鎮が自ら受洗して教に入つたのは、夫より凡そ二十七年の後（千五百七十八年）であつたのである。

一體ザヴィエーが日本に滞在してをつた間は、たゞ僅に二ヶ年と三ヶ月に過ぎなかつたが、彼は耶

蘇會社の急用の爲に印度に歸つたのである。然れば彼はその後新に宣教師を日本に派遣せんと考へあり、且つ彼れ自らは支那に傳道するの考であつたが、不幸にして彼は支那に入らんとする時、その海岸の小島に於て死去したのである（千五百五十二年）。抑も日本に於ける傳道を起し、又日本の爲に働く所の熱心を惹起せしめたものは、實にザヴィエーであつたが、併し日本に於て大事業を爲したものは、實に一生涯を盡して日本の爲に働きたる彼の二人の朋友と、又その後渡來した所の宣教師であつたのである。然るに其當時は宣教師の事業の爲に甚だ好都合の時期であつたので、即ち日本の神道は未だ宗教的勢力の微々たるものであり、又佛教には大勢力があつたとしても、彼等の先輩者が國家政治にまで干渉を加へた爲めに、諸侯の多數は彼等僧侶の勢力に反抗する所の運動を擧る歡迎したのである。即ちその頃最も權力を握つた所の織田信長の如きは、佛教僧侶に對して實に大憤怒を抱き、基督教徒に厚意を與へたのである。それに外國貿易を以て富を收めんと希望する諸侯は、葡萄牙の商人を誘引する所の方便として、宣教師に對し厚意を表したのである。その上宣教師は天文、醫學の如き道を以て、教育ある者の賞讃を博し、且つ慈善を以て一般人民よりも勢力を得たので、殊に九州や京都の近傍に於て、基督教に加はつた者も多數あつたが、その中に位置あるものもあつて、即ち大村純忠、大友義鎮、有馬晴信、内藤如安、高山飛彈守等であつたのである。彼等の中には佛教の寺院を基督教の會堂にあて、或は佛像を破壊し強いて自己の臣下をし

て洗禮を受けしむる程の熱心であつたが、然るに佛教の僧侶は、最初より外國の宗教に反對するの志を抱き、且つ諸侯の無法なる處置を以て愈々憤怒を起し、所々に於て宣教師や基督教を是認する所の諸侯に向ひ、反對の行動を現はしたのである。然るに基督教は増々盛大に赴き、千五百八十年には凡そ十五萬人の信徒となり、又千五百九十六年には凡そ三十萬人となつたといふ事であり、これより多數の信徒のあつたといふは全然誤謬であつたに相違ないと思ふ。千五百八十三年九州に於ける基督教を信奉する諸侯が、羅馬法王の所に四名の青年を使者として遣したが、法王も又羅馬教の先輩者も、大に懲篤を以て彼等を歓迎したといふ事である。

織田信長が殺害された後、豊臣秀吉が、勢力を得た時には、暫時の間基督教徒に對し、厚遇を與ふるの傾向であつて、彼の最も忠臣たる諸侯の中にも黒田孝高や小西行長の如きは、基督教徒であつたのである。されば彼は自己の領内に於ても何地にても道を教ゆるの自由を宣教師に與へ、又その寺院にも特權を與へたのであつた。然るに千五百八十七年に至り、突然急變して基督教を信する日本人中の先輩者たる高山右近を流島の刑に處し、凡ての宣教師をして二十日間に日本より退去す可き事を命じたのである。羅馬教の歴史家の説によれば、この迫害の理由は第一、葡萄牙より渡來した商人の不品行なるを知り、基督教の價値を輕蔑するの心を起したのと、第二、基督教徒たる一人の處女をして秀吉が妾になさんと迫りたるに、之をかたく拒絶してその意に應せざりしが爲め憤怒した

ると、第三、葡萄牙の某一艘の大帆船を取調べんとて、船長に船を港内に入れよと命じたるに、更に應せざりし爲め、疑惑を起したるに起因するとしたのである。然るに又日本の歴史家の説によれば、秀吉は最初より基督教に對して怪訝の念を起してをつたので、何の日か之を禁止するの機會あらん事を待つてをつたのだが、其後如何にも宣教師の勝手氣儘なる舉動を見て大に怒つたのであるが、併し秀吉は敢て基督教を全滅するといふが如き考は多分なかつたので、たゞ自分に依頼し來らん事を暗示せんが爲で、即ち其教徒の先輩者に對し謙遜を以て依頼すべき事を教へ、且つ佛教の僧侶に反對する様彼等を利用せんが爲め、自己の命令に服従す可く暗に示したものであらうといふのである。然るに是等の理由はいづれとも判然せぬが、兎に角一時宣教師に對し二十日間に退去せよと命令を下したけれども、其後實行を六ヶ月間見合せ、且つその時期に至りても猶ほ之を實行せなかつたのである。されば宣教師は従前の如く公然傳道を爲す事は困難であつたが、併し受洗者は益々多くあつたのである。

羅馬法王は耶蘇會社の外、何人にも宣教師として日本に赴く事を許さざるの法令を發し、又西班牙、葡萄牙兩國の支配者たるピロビ二世(第六十四章の(一)の項)は、葡萄牙の商人に對し、日本と貿易するの獨專權を與へたのであるが、然るにピロビン群島に殖民地を開いた西班牙人と、それにてこの群島に於て働きつゝある所の僧侶が、法王や國王の命令を不法とし、且つ之を無視して、

フランシス派(第四十九章)の僧侶たる西班牙人は、ヒリピン群島の有司の使者として日本に渡來し、而して宗教を説かざる事の條件の下に、秀吉より京都に滞在する事を認可されたのである。然るに彼等は久からずしてその條件を無視し、公然傳道に従事したので、耶穌會社の徒は之を以て秀吉の憤怒を起さん事を恐れ、又法王の命令に背反するの故を以て、大に非難攻撃を加へたのである。フランシス派の徒は「我等は宣教師にあらず、たゞヒリピン群島の有司の使者として來りたるのみ」と答へ、且つ「僧侶たる者は何地にあるも宗教的事業を爲すの心掛あるは當然の道であつて、若し之を禁止せば却て法王の意にあらざるべし」とのべたので、倍々この兩派の間は悪しくなりゆき、終に耶穌會社を賛成する葡萄牙の商人と、フランシス派を賛成する西班牙の商人とが、互に争を爲すに至つたのである。千五百九十五年土佐の海岸に漂着した西班牙の帆船の舵手が、日本人の前に地圖をひらき、西班牙國王の領地の廣大なる事を指示した時、如何にして一人の國王がかくも廣大なる土地を領するに至つたかとの理由を日本人が問ひたしたるに、舵手は之に答へて「我國王が領地を擴めんとする場合には、先づ前に宗教の教師を其所に派遣し、人民を馴着け、親密を收めて後、兵を送りその土地の信徒の助力をかり、終に之れを占領し、且つ人民を屈服するのである」といつたといふ事である。然るに秀吉は最初より宣教師なるものには政治的の目的があると思つてをつた故に、この舵手の物語を耳にした時には、彼は非常なる憤怒を起し、フランシス派の宣教師

六名と、教徒たる日本人二十名とを直に長崎に於て磔刑に處し、且つ新命令を下し、凡ての宣教師に對して日本より退去せよと命じたのであつたが、耶穌會社の宣教師はたゞ外面は命令に違つた如くして、其實は商人に僧服を纏はしめて船に乘らしめ、自らは諸方に潜伏してをつたのである。秀吉の死去後(千五百九十八年)、諸方に潜伏しをりたる宣教師はその隠家より現はれ出で、その上猶は新たに渡來したる宣教師とともに公然傳道事業に従事したが、併し又耶穌會社と他の會社と互に争ふた故に傳道上に大損害を招いたのである。それで當にフランシス派のもの許でなく、ドミニック派の教師も法王の命令に背きて日本に渡來したのである。然るに徳川家康は海外貿易を開かんと希望があつた故に、彼は暫時の間宣教師に對し厚遇を表したのであるが、その後彼は基督教徒の内には自分の敵に屬するものもあつた故に、若し彼等が自分を撲滅する爲め外國より助力を請ふ事あらんと疑惑を起し、遂に千六百十四年に至り、家康は凡ての宣教師に對ひ、國外に退去すべき事と、又基督教をして全然撲滅せしむべき事の嚴命を下したのである。以前も諸方に迫害が行はれたが、今回は特に激烈なる迫害が起つたので、それで宣教師も、又基督教徒たる日本人も、多數ヒリピン群島や或はマカオに逐放され、殘れる者は烈しき苦痛に遭遇したのである。然れども彼等は能くその苦痛に忍耐し、能くその迫害を甘受した故に、男女老若に不拘、或は斬首さるゝものもあり、或は火刑に處せらるゝものもあり、或は磔刑に行はるゝものも多數あつたのである。然るに

猶ほ幾人か宣教師は諸方に潜伏して日本に滯るものもあり、又再度日本に渡來し、甘じてその苦難に遭遇したるものもあつたのである。

徳川家康の死去後（千六百十六年）も猶ほ迫害は繼續したが、最後に島原天草の乱、即ち百姓一擧なるものが起つたのである（千六百三十八年）。この乱の起つた原因は格別に基督教に關係のある譯でなく、たゞ藩主の壓制に反抗したのであつて、その一擧の首領といふ可きが基督教徒であつた故に、その旗幟にはイエス或はマリヤ或は聖ヤコブ（之は西班牙を守護する聖徒）の名をかゝげて戦争に出たのである。それで一般に基督教徒の謀反であるとの風評を受けたといふは當然なる事であり、而してこの一擧の徒は古城に楯籠り、大膽に戦つてこれを守つたが、終に藩主の軍勢に打ちまげ、皆死刑に處せられたのである。

以後は嚴重に基督教に對する取締規則に違ひ、若し信徒のある場合、之を官に訴へ出るならば、必ず之に賞を與へ、又基督教に關する書籍の如きは一切出版を禁じたのである。その上毎年一家の戸主たるものは、家族に基督教徒のあらざる事の證明書を、佛敎の寺院より受くる筈であつたのである。而して和蘭人を除く外、他の外國人は一切日本に渡來する事を嚴禁し、たゞ和蘭人のみ長崎に於て商賣をなす事を許可したので、若し宣教師なる者が便船して來る事や、或は宗教書類の輸入をらん事を慮り、船の入港する毎に、嚴密に檢査をなしたのである。それに又所々にて時々少數

の信徒の發見する時は、直に捕へて之を死刑に行つた故に、殆んど基督教は全滅したるが如き觀があつたのである。

歐羅巴に於ける羅馬教會は、敢て日本を忘却する事なく、又日本人に道を宣傳するの望を失ふ事なく、其後も時々宣教師は生命を棄て渡來したが、皆失敗に終つたのである。即ち千六百四十二年耶蘇會社より五人の宣教師が渡來して直に死刑に處せられ、又その翌年五人の宣教師が渡來したけれども、是等も江戸に捕へられて生涯を獄舎に暮したので、今もその場所を切支丹坂と稱て名殘をどめてをるのである。千七百九年に一人のイタリヤの宣教師九州に渡來して、これも直に囚人として江戸に護送されたが、その預人であつた新井白石は、その宣教師と對話をなしたる顛末を記録に残してをるのである。

近來に至り、漸く外國人が日本人と交際の道を開いた時に、羅馬教會は再び傳道の事業に着手し、而して古昔より日本に残存してをる所の信徒のあるや否やを探索したが、然るに千八百六十五年羅馬敎の宣教師が長崎に於ける新會堂にて、禮拜を執行しつゝある時、三名の日本婦人が入り來り、靜に跪き、「彼等の心は汝の心と同一のものなり」とのべたので、宣教師は種々質問を爲したが、彼等はその村人の皆基督教徒たる事を答へたといふ事である。その後他の村々にも古昔の基督教徒の子孫が残存しをる事が解り、而してその總數は凡そ五萬人もあつたといふ事で、その中の多數は

長崎附近であつて、凡そ二百年の久しき間、基督教が密に傳來し、某村落の如きは大多数信徒であつて、その中には問答者の如きものがあり、或は洗禮を施すものもあつて、洗禮を執行する時には、昔時より傳つた所の羅典語を使用したといふ事である。尤も彼等は數年間激烈なる迫害に遭遇し、遠國にまで追放された者も數千人あり、且つ種々なる苦痛に遭遇した爲め、殆んど半數は死したのであるが、併し生存してをつたものは、明治六年にその故郷に歸還する事を許可されたのである。

第八十八章 日本に於ける新教傳道の起原

日本に於ける基督教の歴史は、勿論全體の教會史の部分に属するものであつて、本書中に記載すべき筈であるが、併し第一、各派に涉りて一々詳細の歴史を掲ぐるといふ事は、他派の徒に對して興味薄きものであり、又第二、外國人なる著者が日本に於ける教會の歴史を記載するといふは、甚だ不適當である故に、たゞこゝには傳道の起原のみを簡單に掲ぐる考である。それでこの傳道の起原は一般の信徒に關するものであり、且つ主として外國人の事業に属する部分である故に、外國人たる著者がこの歴史に筆を染むるといふ事は敢て不適當の誹謗を蒙る事はなからうと思ふのである。

抑も日本に於ける新教傳道の最初より、第十九世紀末までは、凡そ四十年間に涉るものである故に、

これを四分して其第一期の十年間は、たゞ將來に於ける傳道事業の準備時代といふ可きであり、又第二期の十年間は、傳道事業の基礎を据ゆるの時代といふ可きであり、又第三期の十年間は、基督教全盛時代、即ち信徒増加時代といふ可きであり、又第四期の十年間は、種々なる困難に遭遇したる時代であつたので、即ち第三、第四の時代は日本の歴史家に一任して、著者は第一、第二の時代を簡單にのふる考であるが、これは千八百五十八年より千八百七十九年に涉る所の歴史である。

(イ) 日本傳道の爲の最初の寄附金

千八百二十七年乃至二十八年の頃、米國に於ては毎月第一月曜日（Robes）に於て、外國傳道の主旨を以て特に祈禱會を開く風習が行はれたのである。當時ボストンにロープス（Robes）といへる一個の商人があつて、特に彼は外國傳道に就ての熱心家であつた故に、ボストンにて毎月開かるゝ所の外國傳道の祈禱會に、常に出席する事を例としてをつたが、彼は不得已一家の都合の爲に、市外の村落に移轉する事となり、而して其村の會堂には、不幸にして外國傳道の祈禱會のなき事を憂ひ、彼は自宅の廣き一室に於て、近隣の有志者とともに、毎月祈禱會を催す事としたのである。某日の祈禱會の時、例の如く寄附金を募集する場合に當り、テーブルの上に一個の美麗なる日本製の竹籠があつて、これに寄附金を入れたのであるが、この竹籠に就き各々日本の事を考へ、尤も當時は未だ日本に對ひ自由に傳道を開始する事は出来ぬけれども、何れの日か神の攝理により、傳道を開始するの

機運來るならんとの希望を抱き、皆熱心日本傳道の爲にその寄附金を使用せん事を承認したのである。それで多分その最初の集會は千八百二十八年一月七日であつたであらうと曰ふ事である。その時の集會は僅に十五弗であつたが、爾來その祈禱會に於て集めた所の寄附金は次第に増加し、實際日本傳道に着手するの時機迄に利子を加へて凡そ四千百弗になつたのである。その集會に常に出席したるの中には、現在日本にある所のグリーン宣教師の嚴父もつたといふ事であり、且つ又新島襄氏を補助した所の親友ハーデー氏も一箇の青年として加つてをたといふ事である。

(ロ) 第一期の十年間 (千八百五十九年—千八百六十八年、即ち安政六年より明治元年に至る)

安政元年 (千八百五十四年) 米國の水師提督ペルリーの中保により、日本帝國と米國との間に最初の條約を締結したのであるが、安政六年に外國人が初めて日本の地に居留するの許可を得たのである。尤もその當時の開港場は、たゞ長崎、神奈川、箱館の三ヶ所のみであつた (三年後に神奈川より横浜に移したのである)。同年に日本に渡來した所の米國の宣教師は六名であつて、即ち最初に監督派のリギンス (Liggins) 氏來り、五月に同派のウヰリヤムス (Williams) 氏、又十月に長老派のヒンバ (Hepburn) 氏、又十一月に改革派のブラウン (Brown)、ブルムツキ (Verbeek)、シモンズ (Simmons) の三氏が來り、而してその翌年に浸禮派のゴブル (Goble) 氏が渡來したが、ゴブル氏は先きに水兵と

してペルリー提督とともに來り、彼は如何にもして日本の爲に傳道をなさんと志を起し、再度渡來したのである。又その翌年即ち文久元年に、改革派のバラ (Ball) 氏、又文久三年に長老派のトムソン (Thompson) 氏が渡來したが、その他に暫時滞在したるもの二三あつたけれども、右の九名の中最初のリギンス氏は、一ヶ年に滿ちして、不幸にも病患にかゝり歸國するに至り、又シモンズ氏は最初の一年を宣教師として働いたが、その後數年間醫師として働き、その他の七名は久しく日本に住居するを得たのである。ウヰリヤムス氏は其後日本に於ける最初の監督派の監督となつた人であるが、今は監督の職を辭して尙ほ日本にありて、謙遜に能く教の爲に懸篤に盡してをるのである。又ヒンバ氏は長き間日本人の間に働き、遂に肉體の健康を失ひ、爲に歸國したが、彼は老人であつて、大に日本を愛する人である。又ブラウン氏は新約聖書翻譯の爲め大に盡瘁し、大事業をなして後永眠に就いたのである (彼の母は讚美歌二百四十一の「わづらはしき世をしばしのがれ」の作者である)。又ウルムツキ氏は生來和蘭人で、後米國に移住した人であるが、併し米國に於ても未だ民籍に編入されざる中に、彼は本國の民籍をも失つたので、「民籍を有せざる人」と稱へられたのである。然るに彼は日本の爲に大に盡した故に、日本政府は彼の功勞に對し、日本の民籍に加へたのである。彼は日本政府の依頼を受け、東京の開成學校等に於て大に教育を施したが、併し彼は眞實傳道の熱心家であつた故に、直接傳道に従事する事を喜び、その土着約

聖書の詩篇をも日本語に翻譯する事により、特別の事業をなしたのである。又ゴッブル氏は獨立の働きをなさんと考へ、彼は聖書を馬車に積み込み、諸方を巡回して聖書の販賣に従事したのである。その他バラ、トムブソンの兩氏は、幸に今猶健在して日本傳道の爲に働きたつゝあるのである。當時の日本は現今の日本とは大に異なり、眞に舊日本に屬し幕府の下にあつたので、長崎、神奈川(横濱)に於てのみ外國人の居留を許し、商賣の自由を興へたけれども、その他の運動に對しては更に自由はなかつたので、勿論基督教を宣傳するの自由もなく、又日本語の教師を雇ひ入るゝ事すら困難であり、且つ密に基督教を教ゆる事すら甚だ難くあつたのである。一般の日本人は敢て泰西人を憎むの心はなかつたが、たゞ基督教を甚しく懼れ、又基督教を聴く事を大に危険と思ひ、それで士族の中には攘夷の心を抱き、一般の外國人に對し反抗するものも多數あつたのである。然ればこの十年間の働きの結果として、眼に影する程のものは甚だ少なくなつたといふは決して無理ならぬ事である。實にこの十年間の受洗者は、僅々六名に過ぎなかつたのである。その中の最初の受洗者は矢野陸山といふ人で、この人は横濱に於てバラ氏の日本語教師であつたが、彼は永眠の時に際しバラ氏より受洗したといふ事である(千八百六十四年即ち元治元年十月)。又慶應二年長崎に於てヅルベツキ氏より二人の者が洗禮を受けたが、其一人は村田若狹で、今一人はその舍弟綾部であつたのである。若狹は肥前藩の家老職であつて、彼は安政元年ペルリー提督が日本に來つた時、その軍艦

より英語の新約聖書一冊が水中に落ちたるを拾ひ上げ、其後之を讀まんと志を起し、終に支那譯の新約聖書を購ひ、舍弟とともに之を研究し、且つヅルベツキ氏より教を聴く事により、兄弟共に信徒となるに至つたのである。當時ヒンバルン氏は醫師として應用的基督教を示すにより、大に世間の信用を博した許でなく、彼は日本語を學び、而して慶應二年に英和辭書を出版し、又同年に小冊子をも公けにしたといふ事である。然ればこの十年間を回顧するに、實際働く可き區域は甚だ狹隘であり、從つて眼に影する所の結果は小なるものであつたけれども、實に應用的基督教を世に示し、斯くして次第に信用を得て、日本人と交際するの道を開き、或は辭典の如きを著作する事により、將來の傳道の準備をなしたのである。其上ヒンバルン氏の妻の如きは、慶應三年横濱に於て、最初の基督教主義の徴々たる女學校を創立し、女子教育の爲に力を盡したのである。

(ハ)第二期の十年間(明治二年より明治十二、三年に至る)

維新の改革を以て、新時代が來つた事は明白であるが、併し時代の變遷時期を確定する事は出來ない事である。それで明治十二年に最初の神學生が同志社を卒業して、或は直接傳道に従事するものもあり、或は教育に従事するものもあり、それに又その翌年新約聖書の日本語譯が出版になり、或は最初の基督教大説教會を開催したが如き事を見れば、實に明治十二、三年を以て、新時代の開始とするも敢て不可なしと思ふのである。

第一、働きの場所

前にもいつた如く、明治二年まで外國人の居留を許されてをった所は、たゞ長崎、神奈川(横濱)の二ヶ所に過なかつたが、明治二年を以てこの二ヶ所の他に、東京、大阪、神戸、新潟の四ヶ所にも外國人の居留地を設けられ、又その後京都、岡山等にも住居を許されたので、明治十二、三年までにはその傳道の働きの場は次第に擴張されたのである。猶ほ詳細にいふならば、明治二年にヱルベツキ氏が日本政府の雇教師として、教育の爲め東京に移轉し、また同年長老派のカローターズ(Carothers)、トムソンの兩氏が東京に移りて首都の傳道を開始したのである。又明治五年に神戸大阪の二ヶ所が開港場となつたので、翌年ウヰリヤムス監督は大阪に傳道を開始したが、彼は支那日本兩國の監督であつた故に、たゞ大阪にのみ滞在する事が出来ず、數ヶ月交代に往來した爲に、全然一ヶ所の傳道に従事する事が出来なかつたのである。明治三年の三月グリーン(Green)氏が現今の神戸市中山手通五丁目二十二番にその居をトして、横濱、長崎間に繼續して居留するもの最初の人となつたのである。新潟は明治二年に開港場に定められ、フラウン氏がこの地に居留して教育の爲に盡し、又宣教師として同地に働きたる最初のものは、明治八年に蘇國の醫師パーム(Palm)氏であつたのである。又箱館は最初の開港場であつて、こゝには露國人ニコライ氏が開港當時より居留してをつたが、新教の宣教師でこの地に最初傳道したものは、メンヂェスト派のハリス(Harris)

氏であつて、彼は明治七年より數年間同地に於て働いたが、不幸にして妻女の疾病の爲め不得已歸國し、而してその後桑港に居住する所の日本人の爲に大に盡力してをつたけれども、後彼は監督として再度日本に渡來したのである。以上の開港場は外國人の居留するには別に困難はなかつたが、所謂開港場以外の地に居住する事は、誠に大難事であつたのである。明治八年十月デビス(Davis)氏は同志社の教師として京都に移轉する事となつたが、これは開港場以外の地に居留を定むるの嚆矢であつて、彼は最初たゞ僅に一ヶ年の居住を許され、又その翌年に彼の友人は三ヶ年の許可を受けて京都に來つたので、大に之を以て幸福としたのである。然るにその年期の満るに當り、再度の許可を請願するに大に困難を來したが、併し新島襄氏の盡力により、漸く許可さるゝ事となつたのである。明治十二年にベニー(Benny)氏は二名の友人とともに岡山に居住する事を許されたが、果してこの時代開港場以外の地に、幾名程の宣教師が居住してをつたか判然せざれども、兎に角餘り多數ではなかつたのである。併しこの時代を以て先づ全國に於ける傳道事業に着手したといつてよゝのである。

第二、日本傳道に従事せる傳道會社

前の時代に於て、日本傳道に従事せる傳道會社はたゞ四會社程で、其宣教師は僅に六名より八名に至つただけである。然るに明治二年に十三名となり、又六年に五十五名となり、又十三年に百二十

二名にまで増加したのである。それで是等の宣教師は皆に夫婦のもの許でなく、明治二年に獨身の婦人が初めて日本に渡來し、その後明治十三年までに六十三名に達したのである。最初渡來した獨身婦人はキツダー(Kitter)女史であつたが、後に彼女はミラー氏の妻となり、今も猶ほ日本に健在してゐるのである。この時代に於て日本傳道に従事した傳道會社は左の通である。則ち明治二年には英國教會傳道會社とアメリカン、ポールド、又同四年には米國婦人傳道會社、又同六年には浸禮派の傳道會社と米國加奈太兩國メソヂスト傳道會社と、英國福音傳道會社、又同七年には蘇國の一致教會の傳道會社と、醫學傳道會社(監督派以外に英國又は蘇國より日本に渡來した宣教師は、大抵これのみであつたので、彼等は暫時働いて後歸國したのである)、又同九年に英米兩國の聖書會社、又同十二年には米國に於ける日耳曼改革派であつたのである。諸英國より渡來した最初の宣教師は明治二年に着手した教會傳道會社のエンサー(Esser)氏であつたが、彼は長崎に於て四年間傳道に従事して後歸國し、而して明治六年に渡來した同會社のワレン(Warren)氏は、大阪を中心として死に至るまで、即ち二十五、六年間大に傳道の爲に力を盡した許でなく、彼の子孫もこの事業を繼續して、今も猶ほ日本に於て働いてゐるのである。グリーン氏は明治二年の十一月に日本に渡來し、冬の數ヶ月を東京に費し、その翌年の三月神戸に移轉して、日本の中心たる神戸に於て傳道に従事したが、彼は幸に今日も猶ほ健全にして日本の爲に働いてゐるのである。婦人傳道會社は主

史 會 教

史 會 教

として女學校を設立し、女子教育の爲に力を盡し、猶ほ今日に於てもその事業を繼續してゐるのである。浸禮派は前にもいつた如く、ゴブル氏が最初一人にて早くより渡來したのであるが、この派の宣教師として來つた所の最初の人は、明治六年に渡來したブラウン(Brown)氏で、彼は一人にて聖書の翻譯事業に従事して、終に「神よこの日本をめぐみ給へ」と祈りつゝ永眠したといふ事である。明治六年米國のメソヂスト派の宣教師として渡來したものは、四名あつて、その中の先遣者はマクレー(Macley)氏で、その後彼は歸國して永眠したのである。然るに殘の三名(ハリス、シーバー、デビン)は今も猶ほ日本にありて働いてゐるのである。加奈太メソヂスト派の宣教師として最初に渡來した者は、コクラン(Cochran)氏とマクドナルド(Macdonald)氏で、コクラン氏は其後歸國をなし、又マクドナルド氏は醫師として凡そ三十年間東京に於て働きたる後永眠したのである。英國福音傳道會社の最初の宣教師として明治六年に渡來したものは、ハッシュ(Hash)氏一人で、彼は死するまで三十年以上大熱心を以て傳道したのである。明治七年蘇國の一致教會の宣教師三名渡來し、その中のファオルズ(Faulds)氏は醫師であつて、彼は東京に於て病院を建て、數年間應用的基督教を世間に示したといふ計でなく、その他講演をなし、或は書籍の著述を以て働いたのである。然るにこの派の宣教師は次第に身體の衰弱を來し、爲に歸國したが、其後は新に宣教師を派遣する事はなかつたので、終に日本傳道を廢止したのである。同國の醫學傳道會社の宣教師はたゞ一人のハ

ーム氏といへる醫師のみで、彼は最初の宣教師として明治八年に新潟に居留して、數年の間働いたが、終に彼はその事業をアメリカン、ボールドに譲つて歸國したのである。米國聖書會社の代表者として、ギユリキ (Gulick) 氏は明治九年の一月に渡來し、又米國の日耳曼改革派 (獨逸より米國に移住した改革派の新徒が組織した宗派) のグリング (Gring) 氏は、最初の宣教師として明治十二年に渡來したが、彼は東京に於て暫時働きたる後監督派に轉會し、今も猶ほ京都府下に於て傳道してゐるのである。夫より後に至り、日耳曼改革派は仙臺を以て傳道を中心と定められたのである。それに日本に於ける各派の宣教師が集會を催した第一回は、明治五年九月二十日横濱に開いたもので、その列席者は男子のみにて十四名であつたのである。又その第二回は、明治十一年五月東京に於て開會した集會で、この時代にはたゞこの二回のみであつたのである。爾來日本の傳道に従事した宗派もあり、又青年會もあるが、併し大宗派といふ可きものは既にこの時代に於て日本傳道に着手した故に、この時代を以て將來傳道の基礎を据へたといつてもよいのである。

第三、政府と基督教との關係

この時代に於ても猶ほ數年間には實に基督教の傳道は難事であつたが、併し直接信教自由の制度はしかれぬといつても、次第に自由運動を試みる事が出来る様になり、明治十三年に東京に於て基督教大説教會を開催する事を得たといふが如きは、陰かに自由を得た證據であるのである。然れどもこ

の時代の初期に屬する四、五年間は、未だ基督教に關係するの故を以て、迫害に遭遇したるものも數名はあつたので、即ち明治三年長崎に於てエンサー氏の日本語教師たりし蓋河氏といふは、捕縛されて二年間獄舎に投せられ、又明治四年の六月、神戸に於てギユリキ氏の日本語教師たりし市川榮之助氏は、夜中捕縛にあり、その翌年十一月、京都の獄舎に於て死去し、又明治五年ギユリキ氏が數日間京都に滞在せんとて借家を求めた時に、その周旋を爲したる人は、直に捕縛され、又明治七年『近道』といへる小冊子を配布した爲に、捕縛された人もあつたといふ事で、それでこの人は多分捕縛さるゝが如き迫害の最終であつたと思ふのである。猶ほ著者の経験した事を語るならば、著者が明治九年の春、京都に來り借家を求めた時に、誠に困難を嘗たのである。それは敢て空家の少なきが爲でなく、又持主が家を外國人に貸す事を嫌ふが爲でなく、たゞ基督教に關係ある事を懼れたのである。それでたゞ外國人としては、數箇の家をかりる所の約束が出来ても、その後基督教徒たる事が明白なる場合には、直に破約さるゝのである。然るに明治六年に至り、漸く基督教に對する日本政府の方針が一變した事が次第に判明したので、即ちその一は明治六年に太陰曆を改めて太陽曆を採用する事となり、又その二は同年二月二十四日を以て、豫て各町村に掲示された所の耶穌教禁制の高札を取除く事を命せられたが如きである。尤も之によりて基督教を自由に信仰する事を認許されたといふ譯ではないが、兎に角基督教を聽聞するとも敢て妨げない事丈が判然し

たのである。今その禁制文の一例を擧れば左の通である。

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者これあらば申出べし御ほうびとして

はてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 断

同宿并宗門の訴人

銀百枚

右の通下さるべしとて同宿宗門の内たりといふども申出る品に
より銀五百枚下さるべしかくし置他所よりあらわるゝにおゐては

其所の名主并五人組まで一類どもは可被行罪科者也

正徳元年五月

奉行

同年の三、四月頃、一たび追放の刑を受けた羅馬教の信徒をして、故郷に歸る事を赦され、又さき

に二三ヶ年の予定を以て持命全權大使として歐米に赴きたる岩倉具視公が、同年の九月に任終りて歸朝したのである(岩倉大使が條約改正の主旨を以て、米國ワシントン政府に於ける時の外務卿に會見したる時、外務卿は曾て市川榮之助が基督教書類を讀みたるが爲め、非常なる迫害を受けた事を知り、この時岩倉大使に對ひ、基督教に對して憎惡の觀念を有するが如き國は、到底基督教的列國と自由に國交を結ぶ事は、不可能なるを語つたので、岩倉大使は大に宗教的迫害の文明國の風習に逆ふ事を悟り、歸朝後直に政府に報告を爲したので、日本政府は速に耶穌教禁制の高札を取除かしたためであるといふ事であるが、之は眞に近い話であると思ふのである)。

第四、教會

日本に於ける最初の教會は、横濱の海岸教會であつたが、之は明治五年三月十日の創立にかゝるもので、尤もこの以前全國中に新教信徒として受洗したものは十名許もあつて、即ち横濱に五名、長崎に五名あつたのである。然るに明治五年の一月、横濱在留の外國人が、新年の初週祈禱會を開いたが、當時宣教師より英語を學びつゝある數名の青年もこれに出席し、次第に熱心を起すに従ひ、嘗に一週間を以て閉會する事なく、凡そ三ヶ月間も繼續したが、その間にこの青年等は自ら祈禱を献ぐる様になり、終にこの祈禱會の結果として三月十日に海岸教會なるものが生れ出たのである。その創立者は十一名であつて、その中には前に受洗したものが二名、この時受洗したものが

九名の青年で、その中の小川氏は長老に、又仁村氏は執事に選舉されたのである。その次ぎは明治六年の九月二十日東京に於て最初の教會が創立されたが、東京に於て最初受洗したものは高橋亨といふ人で、この人と横濱の教會より轉じ來つた七名と合計八名のものが創立者であつて、新榮橋教會と名稱し、小川義綬氏を長老に、高橋氏を執事に選定したのである。同年の十二月三十日、横濱東京にある宣教師は最初の中會を組織したのである。又明治七年の四月十九日、神戸に於て最初の組合教會が創立されたのであるが、抑もグリーン氏は明治六年神戸元町通に講義所を設け、而して同年の十二月七日ペーリー氏が校長として日曜學校を開いたが、之は多分日本に於ける日曜學校の濫觴であつたと思ふのである。最初生徒として集つた數は四十一名で、その翌年の四月十四日、この講義所に於て十一名の青年が洗禮を受け、而して教會を創立したのである。同年の五月二十四日、七名の創立者を以て大阪に最初の教會が設立され（この頃に阪神の間に鐵道が落成したのである）、又明治八年の七月二十七日、攝津の三田に組合派の第三の教會が創立されたが、當時男子よりも女子の數の多き教會はこれが初であつたのである。

明治五年の宣教師會に、アメリカン、ポールドと長老派と改革派と三派の宣教師が集つた故に、彼等は互に日本に於て宗派を立つる事なく、たゞ基督教會の名稱の下に、同一の信仰箇條に同一の教會政治を以て、全國に教會を設立せんとの決議をなしたが、然るに横濱東京にある長老政治をとり宣教師と、又神戸大阪にある組合政治をとり宣教師とが、時々會合して協議を爲すに不都合があつた爲め、不得已教會政治に關する異なる理想を以て働く事となり、如何に皆日本基督教會の名稱を附しても、終に二派となつたのである。それで明治十年、長老政治をとり所の諸教會は、合併して日本基督一致教會の名稱をとつたが、之は明治十年の十月三日であつて、之に加名した教會は八個で、即ち横濱の二箇、東京の三箇、下總の二箇、信州上田の一箇であつたのである。組合政治をとり所の教會はたゞ基督教會として設立され、別に最初は他の名稱ををかす考もなかつたが、數年の後に至り（明治十九年初）組合の名稱をとつたのである。明治十年一月二十日、大阪浪華教會の牧師澤山保羅氏が按手禮を領したが、多分は日本に於ける最初の按手禮であつたであらうと思ふ。次に同年の十二月、兵庫教會の牧師として村上俊吉氏が按手禮を受けたのである。明治十一年四月二、三兩日、大阪に於て最初の日本傳道會社の組織があり、又同年東京に於て最初の基督教徒大親睦會が開催されたが、この明治十二年までに全國の信徒の數は、實に二千九百六十五名となつたのである。その翌年即ち十三年十月十三日、東京の上野に於て大說教會を催す事になり、大活動大飛躍を試みたのである。

第五、學校

早くより宣教師は各自の邸宅に於て、青年に對し英語の教授を爲す事が諸方に行はれたが、併し最

初の基督教主義の學校といふ可きは、多分カロータース氏が明治二年東京に於て開いたものであらうと思ふ。併し長く繼續して今日まで猶ほ現存してをる尤も古きものは、多分京都の同志社であるであらう。抑も同志社は、新島襄氏が慶應元年を以て米國に到着し、その地に於て教育を受け、明治七年十月、日本に歸らんとする時、アメリカン、ポールドの年會に臨み、日本に於て基督教主義の學校を設立せんと希望を演説したる爲め、多少の寄附金を得るに至り、歸朝後明治八年十一月二十九日を以て、デビス氏とともに、山本豊馬氏の助力により、八名の學生を教授したのが、所謂同志社の濫觴である。尤も當時は同志社の名稱のみはあつたもの、未だ一定したる課目もなく、校舍もなく、何にも眼に影するものとして一もなかつたのであるが、その翌年九月十八日に漸く最初の校舍が建築されてその落成式を舉行し、又それと同時に兼て熊本に於てデエーンズ氏より英語と基督教の教育を受けをつた所の凡そ三十名の學生が同志社に入學する事となり、初て學校の實をも備ふるに至つたのである。この時代の末期に及び、即ち明治十二年に最初の卒業生を出したが、其中の三名（即ち市原盛宏、森田久萬人、山崎爲徳）は同志社にとりまゝて教授となつた故に、之は同志社の一新時代を作つたので、實にこの時の生徒の總數は百二十名であつたのである。明治十年東京に於て一致教會に附屬する所の一致神學校が創立されたが、一體この時代には幾何の學校が設立されたか判然せぬけれども、多分以上の二校の外に餘りなかつたと思ふのである。尤も女學

校の事をいへば、婦人傳道會社の女教師が、明治四年に横濱四十八番に女學校を創立し、その翌年共立女學校の名稱の下に、山手通二百十二番に移轉して、今日も猶ほ盛大に事業を繼續してをるのである。又明治三年にヒンバルン氏の妻の創立した微々たる一小女學校も、その後キッダー女史の助力により、次第に盛大に赴き、明治八年フェリス女學校の名称を以て、現今も猶ほ隆盛に教育の爲に盡してをるのである。神戸女學院は明治七年十月十日、五名の寄宿生を以て創立されたのである。この時代東京に於ても設立された女學校は二個あつたが、この他に長く繼續してをるものは幾何あるか判然せぬのである。

第六、聖書の翻譯

日本に於て出版になつた翻譯聖書の最初のもものは、多分ゴブル氏が明治四年に出版した馬太傳であらうと思ふが、尤も之は最初のものとして大に感服す可きであるけれども、餘り使用されなかつたのである。その翌年即ち明治五年、ヒンバルン氏が馬可、約翰の兩傳を出版し、又その翌年即ち明治六年、同氏は馬太傳を出版したのである。然れども新約聖書全部の翻譯は、横濱に於ける委員の事業であつて、前にもいつた如く、明治五年の九月二十日、横濱に於て十四名の宣教師が集會を開き、新約聖書の翻譯事業を決議し、その委員に擧げられた者は、ヒンバルン、ブラウン（改革派の人）、グリーンの三氏であつて、又その後マクレイ氏も加はり、明治七年の三月二十五日よりこの事

業に従事し、明治八年には路加傳、九年には羅馬書、十年には馬太、馬可の兩傳と、使徒行傳、希伯來書、約翰の書簡、十一年には加拉太書、約書、哥林多前後書、十二年には以弗所、腓立比、帖撒羅尼迦前後の諸書、十三年には哥羅西、腓利門、雅各、彼得前後、猶太の諸書と黙示録を出版したので、その年の四月十九日を以て、東京新榮橋教會に於て、この事業の成功を祝するの會を催したのである。因に云ふ、日本人にしてこの事業の爲に盡力した者は、奥野昌綱氏が二三ヶ年、高橋五郎氏が凡そ三ヶ年、而して松山高吉氏が終始これに關係したのである。然るに又明治十一年五月東京に開きたる宣教師會に於て、舊約聖書の翻譯を決議し、それより後凡そ十年にして即ち明治二十一年に完成するを得たのである。

第七、基督教文學

(A) 最初の小説子
小説子として最初出版になつたものは、ヒンバルン氏の著作であるが、この時代には他にジョンマン夫人の『神の大なる愛』といふが明治六年に出版になり、又同年にデビス氏が夏期休暇の間有馬に於てものせられた『近路』が公けにされたのである。

(B) 新聞

日本に於ける新聞紙發刊は明治五年を以て嚆矢とするのであるが、基督教主義の新聞の最初のもの

はギユリキ氏の盡力を以て、明治八年十二月二十九日、神戸に於て發刊した『七一雜報』であつて、之は勿論微々たる小新聞であつたけれども、基督教主義の最初のもので、且つ數年間は唯一のものであつた故に、頗る賞讃を受けたのである。それで凡そ五年の間、ギユリキ氏の盡力によりて繼續し來り、その後日本人の手に引渡したが、終に廢刊する事となり、又その代りとして他の新聞が發刊されたのである。『喜の音』は小兒の爲めの最初のものであつて、明治十年より現今までも猶ほ繼續してをるのである。

(C) 讚美歌

日本語の最初の讚美歌は、三百五十一番の「あまつみくにはたのしきぞ」といふので、この歌はゴブル氏を初め、幾多の人々が明治五年より幾回となく日本語に譯したのであるが、次第に改刷するに従ひ、發達を來して今日の如き完全したものとなつたが、最初は随分可笑ものであつたのである。又四百十八番の「主われをわいす」といふ歌も早くより翻譯する人が幾人もあつて、次第に發達して漸く一定するに至つたのである。最初の日本語の讚美歌は以上の二で、之は日曜學校の小兒の爲の歌として譯されたもので、それで最初一冊の讚美歌として出版になつたものは、多分ルミス氏が明治六年横濱に於て出版したものであらうと思ふが、その歌の數は十六であつたのである。然るに明治七年に出版になつたものは六種程であつて、その中で最初のもものは神戸教會の創立の際に(明

治七年四月、神戸に於て出版したもので、この歌の数は八であつたが、この讃美歌は多分日本に於ける最初のものであつたかも知れぬのである。又同年の十二月、ペニー氏が新讃美歌を出版したが、その歌の数は三十九あり、而して譜付讃美歌の最初のものは、メンヂストの讃美歌で、之は明治十二年に出版になつたのである。

この時代を回顧すれば、明治十二、三年の基督教會は、その信徒の數凡そ三千名許もあり、又宣教師は諸方に在住してをたつた故に、殆んど全國の傳道に従事したので、それに迫害の懼れもなく、又數十の教會は設立され、數名の按手禮を領した牧師も出來、その上僅少とはいひながら、基督教主義の男女學校もあり、それに働く所の日本教師も出來、而して傳道會社、或は中會の如き團體の組織もあり、又新約聖書翻譯の完成した事等を考ふる時は、實にこの時代こそ、日本の將來に於ける傳道事業の基礎を据へたといつても、決して過言ではないのである。

希くは愈々我が日本諸教會の上に、神の優渥なる恩寵の倍々加はらん事を アーメン

教會史 (大尾)

正 誤

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三一	一三	エルサレム	エルサレム	二七一	一一	アンテオケ	アンテオケ
四一	六	コル子リチ	コル子リチ	三二二	五	(ハ)	(ト)
五六	四	パウロ	パウロ	四〇七	一〇	(ニ)	(三)
六七	一〇	パウロ	パウロ	四六八	一一	(ハ)	(ロ)
六八	二	パウロ	パウロ	五四一	一四	オレンザ	オレンザ
一一〇	六	ニロ	ニロ	五四八	二	チンダ	チンダ
一一一	一五	ドミシアン	ドミシアン	六二二	八	(ハ)	(ハ)
一五一	八	ジャスチン	ジャスチン	六二三	一四	挿入 (イウエスレー前の英	
一六〇	二	イレニアス	イレニアス	六五〇	一四	第 二 第 三	
一六七	一	テルトリアン	テルトリアン				

明治四十年二月十五日印刷
明治四十年二月十八日發行



敎會史

定價金 貳圓

講述者

ワル子デ

發行者

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
福永文之助

印刷者

神戸市葦合町二千四十六番屋敷
菅間徳次郎

發兌元

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
警醒社書店

印刷所

神戸市元町一丁目二十四番屋敷
福音印刷合資會社 神戸支店

關西發賣所

大阪。神戸 福音社 京都 聖書房

● 萬國最近史 下卷	● 萬國最近史 中上卷	● 歐洲近世史	● 萬國興亡史	● 十九世紀の豫言者	● 順禮紀行	● 福音圖解	● 伏屋の曙	● 馬太傳講義	● 新島襄先生傳	● 逆境の恩寵
松村介石著	松村介石著	松村介石著	松村介石著	M A T T 住谷天來譯著	徳富健次郎著	村田平三郎著	座古愛子著	阿部清藏著	J D デビス著	西鎮、中山忠恕、海老名彈正、内村鑑三、植村正久序故徳永規矩遺稿
小包價 十一圓五十錢	定價 一圓五十錢 小包價 七十五錢	小包價 二圓五十錢	小包價 一圓五十錢	郵稅價 六十五錢	郵稅價 八十五錢	郵稅價 六十五錢	郵稅價 六十五錢	小包價 十一圓	小包價 十一圓	郵稅價 八圓四十錢

CHURCH HISTORY

BY

D. W. LEARNED AND S. ŌMIYA

1906.

1. The Roman Empire:

- i.* History.
- ro.* Geography.
- ha.* Government.
- ni.* Language.
- ho.* Intercourse.
- he.* Chief cities.
- to.* Education.

2. Religion and Morals.

- i.* Popular religion of Greece and Rome.
- ro.* Higher elements in Greek religion.
- ha.* Superstition and unbelief.
- ni.* Oriental religions.
- ho.* Deification of the emperor.
- he.* State of morals.
- to.* Influence of the Jews.
- chi.* Philosophy.

3. Beginning of the Church.

- i.* Results of the work of Jesus.
- ro.* The day of Pentecost.

- ha.* Peter's argument.
 - ni.* Its effect.
 - ho.* What the church received from Judaism.
 - he.* Hindrances and helps to the apostles' evangelism.
4. The Church in Jerusalem.
- i.* Faith and life of the primitive believers.
 - ro.* Organization of the church.
 - ha.* The first persecution.
 - ni.* The persecution in regard to Stephen.
 - ho.* Limit of success of Christianity among the Jews.
5. Transition of Christianity to the Gentile World.
- i.* Baptism of Cornelius.
 - ro.* Founding of the church at Antioch.
 - ha.* Paul's first missionary journey.
6. Controversy about Circumcision.
- i.* The Judaistic teaching.
 - ro.* Paul's universalism.
 - ha.* The council of Jerusalem.
 - ni.* Paul's reproof of Peter at Antioch.
 - ho.* The Judaizers' interference with Paul's work.
7. Remainder of Paul's Life.
- i.* His second journey.
 - ro.* His third journey.
 - ha.* His imprisonment.
 - ni.* His death.
 - ho.* His work.
8. Paul's Gospel.
- i.* His elementary gospel.
 - ro.* The theology of Romans.

- A. Sin.
 - B. The law.
 - C. The way of salvation.
 - D. Its effects.
- ha.* Theology of Ephesians, Philippians and Colossians.
 - ni.* His ethical and social teaching.
9. The other Apostles.
- i.* The office of apostle.
 - ro.* The three "pillars" and Paul.
 - ha.* The work of Peter.
 - ni.* The work of James.
 - ho.* The work of John.
10. Worship in the Early Church.
- i.* The spiritual gifts.
 - ro.* Worship at Corinth.
 - ha.* The Sabbath and the Lord's Day.
 - ni.* Baptism.
 - ho.* The Lord's supper and the love feast.
 - he.* Fasting.
11. Government of the Early Church.
- i.* Churches in apostolic times.
 - A. The Church.
 - B. Local churches.
 - C. "The church in thy house."
 - ro.* Mention of church officers in the New Testament.
 - ha.* Bishops and deacons.
 - ni.* Relation of bishops and elders.
 - A. The common view.
 - B. McGiffert and Sohm's view.

- ho.* Pastors, teachers, evangelists, "angels."
- he.* Ordination and election.
- to.* Widows, deaconesses.
- chi.* Fellowship of churches.

12. The Empire and Christianity in the First Century.

- i.* Paul and the government.
- ro.* Nero's persecution.
- ha.* Domitian.
- ni.* Rome in the Apocalypse.
- ho.* Expectation of Nero's return.

13. The Jews.

- i.* Destruction of Jerusalem.
- ro.* Bar Cocheba's insurrection.
- ha.* Christianity among the Jews.
- ni.* The Ebionites.

14. Christian Literature in the First Century.

- i.* The New Testament.
- ro.* Other writings.
 - A. The epistle of Clement.
 - B. The Teaching of the Twelve Apostles.
 - C. The epistle of Barnabas.

15. Ignatius, Polycarp and Hermas.

- i.* The epistles of Ignatius.
- ro.* His teaching about the bishop.
- ha.* Polycarp.
- ni.* His epistle.
- ho.* The Shepherd of Hermas.

16. Christianity and the Empire in the Second Century.

- i.* Spread of Christianity.
- ro.* Causes of persecution.

- ha.* Pliny's letter to Trajan.
- ni.* Persecutions in the second century.

17. Justin and Apology.

- i.* Arguments and accusations against Christianity.
- ro.* Apologists.
- ha.* Justin.
- ni.* His Apology.
- ho.* His testimony in regard to the church of his time.
- he.* His doctrine of the Logos.
- to.* Apology of Aristides.
- chi.* The epistle to Diognetus.

18. Irenaeus and Gnosticism.

- i.* Irenaeus.
- ro.* General description of Gnosticism.
- ha.* Its chief doctrines.
- ni.* The system of Valentinus.
- ho.* Marcion.
- he.* Irenaeus's work against Gnosticism.

19. Tertullian and Montanism.

- i.* North Africa.
- ro.* Tertullian.
- ha.* His writings.
- ni.* Montanism.

20. Clement and Philospophy.

- i.* Alexandria.
- ro.* The Alexandrian school.
- ha.* Clement.
- ni.* His writings.
- ho.* Neo-platonism.

21. Origen.
 - i.* Origen's life.
 - ro.* His works.
 - ha.* His theology.
 - ni.* His influence.
 - ho.* The controversies about him.
22. Theology in the Second and Third Centuries.
 - i.* The rule of faith.
 - ro.* Doctrine of Christ.
 - ha.* Patripassianism and Sabellianism.
 - ni.* Dynamical monarchianism.
 - ho.* Manicheism.
23. Cyprian and persecution.
 - i.* Persecutions in the Third Century.
 - ro.* Cyprian.
 - ha.* Effect of persecution ; controversy about the lapsed.
24. Church Government in the Third Century.
 - i.* The clergy in the Third Century.
 - ro.* The bishops of Rome.
 - ha.* Councils.
 - ni.* Schisms.
 - ho.* Church discipline.
25. Christian Life in the Second and Third Centuries.
 - i.* Christian morality.
 - ro.* The church and amusements.
 - ha.* The church and the state.
 - ni.* The church and slavery.
 - ho.* Brotherly love and love for enemies.
 - he.* Ascetic tendencies.
 - to.* Burial ; the catacombs.

26. Worship and Festivals in the Second and Third Centuries.
 - i.* Sunday.
 - ro.* Church buildings.
 - ha.* Worship.
 - ni.* Baptism.
 - ho.* The Lord's supper.
 - he.* Festivals.
 - to.* The Easter controversy.
27. The New Testament in the Second and Third Centuries.
 - i.* The rise of the canon.
 - ro.* The canon at the end of the second century.
 - ha.* The canon in the middle of the second century.
 - ni.* The canon of the Apostolic Fathers.
28. The Last Persecution.
 - i.* Diocletian and Galerius.
 - ro.* The persecution.
 - ha.* The end of the persecution.
29. Constantine and Eusebius.
 - i.* The early life of Constantine.
 - ro.* His conversion.
 - ha.* His relation to the church.
 - ni.* The relations of church and state.
 - ho.* Downfall of heathenism ; Julian.
 - he.* Eusebius.
 - to.* His Church History.
30. Athanasius and the Arian Controversy.
 - i.* The doctrines of Arius.
 - ro.* The Council of Nicaea.
 - ha.* The controversy.
 - ni.* Athanasius.
 - ho.* Arianism among the barbarians ; Ulfilas.

31. Leading men of the Fourth Century after Athanasius.
- i.* Basil.
 - ro.* Gregory of Nyssa.
 - ha.* Gregory of Nazianzus.
 - ni.* Ambrose.
 - ho.* Theodosius.
32. Chrysostom and Jerome.
- i.* Youth of Chrysostom.
 - ro.* His work at Antioch.
 - ha.* His work at Constantinople.
 - ni.* His deposition and death.
 - ho.* Youth of Jerome.
 - he.* His work as monk.
 - to.* His translation of the Bible.
33. Augustine.
- i.* His early life.
 - ro.* His conversion.
 - ha.* His bishopric at Hippo.
 - ni.* Augustine and the Donatists.
 - ho.* His writings.
34. Augustine and Pelagius.
- i.* The teaching of Pelagius.
 - ro.* Augustine's doctrine.
 - ha.* The controversy.
 - ni.* The Semi-Pelagians.
35. Monasticism.
- i.* Its origin.
 - ro.* Antony.
 - ha.* Monasteries.
 - ni.* Abnormal asceticism.

- ho.* Monasticism in the West.
 - he.* Benedict.
36. Decline and Fall of the Empire ; Leo I and the Papacy.
- i.* Division and decay of the empire.
 - ro.* The barbarians.
 - ha.* Growth of the power of the bishop of Rome.
 - ni.* Leo I.
37. The Christological Controversies.
- i.* Apollonaris.
 - ro.* Rivalry of Alexandria and Antioch.
 - ha.* Nestorius.
 - ni.* The Council of Ephesus.
 - ho.* Eutyches.
 - he.* The Council of Chalcedon.
 - to.* The Monophysite sects.
38. Church Government, Worship, and Festivals.
- i.* The clergy.
 - ro.* The bishops.
 - ha.* Metropolitans and patriarchs.
 - ni.* Councils.
 - ho.* Worship.
 - he.* The sacraments.
 - to.* Festivals.
 - chi.* Relics ; pilgrimages.
- Bangwai.* The Sixth Century.
- i.* Justinian ; the Fifth Council.
 - ro.* The Lombards.

39. Gregory I and the Conversion of England.

- i.* Gregory.
- ro.* The Britons.
- ha.* The Saxon conquest.
- ni.* Augustine and his mission.
- ho.* Aidan and the work in the North.
- hw.* The Victory of Romanism.

40. Ko.—Mohammedanism.

- i.* Mahomet's life.
- ro.* Mohammedanism.
- ha.* Its spread.

Orsu.—The Monothelite Controversy and the Sixth Council.

41. The Iconoclastic Controversy.

- i.* The use of pictures.
- ro.* The iconoclastic movement.
- ha.* The council of 787.
- ni.* The renewal of the controversy.
- ho.* Western opinions.

42. Charlemagne; the Conversion of Germany and Scandinavia.

- i.* The Franks,
- ro.* Charles Martel and Pepin.
- ha.* Charlemagne.
- ni.* Germany and Boniface.
- ho.* Scandinavia and Ansgar.

43. The Tenth Century.

- i.* The dark age.
- ro.* Otto I and the empire.

- ha.* The Papacy.
- ni.* Mission work in eastern Europe.

44. Division of East and West.

- i.* Difference of East and West.
- ro.* The separation.
- ha.* Attempts at re-union.
- ni.* The Greek Church.
 - A. Its history.
 - B. Its organisation.
 - C. Difference from Romanism.

45. Gregory VII and the Growth of the Papacy.

- i.* The growth of the papacy; the false decretals.
- ro.* Gregory VII.
- ha.* His three great works.
- ni.* His contest with Henry IV.

46. The Crusades.

- i.* The cause of the crusades.
- ro.* The first crusade.
- ha.* The second crusade.
- ni.* The capture of Jerusalem and the third crusade.
- ho.* The fourth crusade; the Latin Empire at Constantinople.
- hw.* The fifth crusade.
- to.* The sixth crusade.
- chi.* The last crusade.

47. The Age of Innocent III.

- i.* Rivalry of the popes and emperors.
- ro.* Work of Innocent III.

- ha.* The Albigenses.
- ni.* The Waldenses.

48. The Franciscans and Dominicans.

- i.* Francis.
- ro.* Dominic.
- ha.* The mendicants.

49. Medieval Learning.

- i.* Rise of medieval learning ; universities.
- ro.* Purpose and work of the medieval scholars.
- ha.* Realism and nominalism.
- ni.* Outline of the history of medieval learning.

50. Medieval Theology.

- i.* The sacraments.
- ro.* Baptism.
- ha.* The Lord's Supper.
- ni.* Penance.
- ho.* Other sacraments.
- he.* Supererogation and indulgences.
- to.* Purgatory.

51. Medieval Religion.

- i.* Faith and superstition.
- ro.* Architecture.
- ha.* Charity.
- ni.* War.

52. The Popes and the Councils.

- i.* The popes in Avignon.
- ro.* The papal schism.

- ha.* The council of Pisa.
- ni.* The council of Constance.
- ho.* The council of Basel.

53. German Mysticism.

- i.* Eckhart.
- ro.* Tauler.
- ha.* The Friends of God.
- ni.* The Brethren of the Common Life ; Thomas a Kempis.
- ho.* Wessel.
- he.* The Brethren of the Free Spirit.

54. Wiclif and Hus.

Ko.—Wiclif.

- i.* His Life.
- ro.* His teaching.
- ha.* His translation of the Bible.
- ni.* His preachers.

Otsu.—Hus.

- ho.* His work at Prague.
- he.* His death.

55. The Revival of Learning ; Savonarola.

- i.* Decay of medieval learning and revival of classic literature.
- ro.* The invention of printing.
- ha.* The fall of Constantinople.
- ni.* Humanism in Italy.
- ho.* Humanism in Germany and England ; Erasmus.
- he.* Savonarola.

56. State of the Church and of Europe about 1500.

Ko.—Progress of Discovery and Science.

ORSU.—Corruption of the Church.

HEI.—State of Europe.

57. Luther till his Excommunication.

i. His youth and education.

ro. His life as monk.

ha. His work at Wittenberg.

ni. His ninety-five theses.

ho. Progress of his thought.

he. His excommunication; burning of the bull.

58. The Remainder of Luther's Life.

i. The Diet of Worms.

ro. Luther at the Wartburg.

ha. His marriage.

ni. His character and teaching.

ho. His labors and death.

59. Progress of the Reformation in Germany.

i. Melanchthon.

ro. The name "Protestant."

ha. The Augsburg Confession.

ni. The war.

ho. The peace of Augsburg.

he. The reformation in Scandinavia.

60. Zwingli and the Reformation in Switzerland.

i. Zwingli.

ro. Difference of Zwingli and Luther.

ha. The controversy about the Lord's Supper; the Marburg Conference.

61. Calvin.

i. His life till his arrival at Geneva.

ro. His work at Geneva.

ha. His theology and his influence.

62. The Reformation in France.

i. The introduction of Protestantism.

ro. The Huguenots.

ha. Coligny.

ni. Catharine and Charles IX; the massacre of St. Bartholemew.

ho. Henry IV and the edict of Nantes.

63. The Reformation in Holland.

i. Holland.

ro. Beginning of the reformation in Holland; Charles V.

ha. Philip II.

ni. William of Orange.

ho. The war.

64. The Reformation in England.

i. Beginning under Henry VIII.

ro. Cranmer and Tyndale.

ha. Progress of the reformation under Edward VI.

ni. The re-action under Mary.

ho. The establishment under Elisabeth.

he. The Puritans and Independents.

65. The Reformation in Scotland.
- i.* Beginning of the reformation in Scotland.
 - ro.* John Knox.
 - ha.* Mary.
66. The Roman Catholic Church in the Sixteenth Century.
- i.* The Council of Trent.
 - ro.* The Jesuits.
 - ha.* The inquisition.
 - ni.* The Reformation in Italy and Spain.
 - ho.* Reform in the Roman Church.
 - hc.* Limits of the spread of Protestantism.
67. Comparison of Romanism and Protestantism.
68. Germany and France in the Seventeenth Century.
- Ko.—Germany.
- i.* The Thirty Years' War.
 - ro.* Spener and Pietism.
- Otsu.—France.
- i.* Louis XIV ; the persecution of the Huguenots.
 - ro.* The Jansenists and Pascal.
 - ha.* Bossuet ; Fenelon ; Madame Guyon.
69. Holland in the Seventeenth Century.
- i.* Arminius and Arminianism.
 - ro.* The Council of Dort.
 - ha.* The Arminians.
70. England in the Seventeenth Century.
- i.* James I.
 - ro.* Charles I ; the Westminster Assembly.

- ha.* The Commonwealth.
 - ni.* Charles II ; Baxter ; Bunyan.
 - ho.* James II and the Revolution.
71. Scotland in the Seventeenth Century.
- i.* James I and Charles I ; the covenant.
 - ro.* Scotland under Cromwell.
 - ha.* Charles II.
 - ni.* William III.
72. Other Sects.
- i.* Socinianism.
 - ro.* Baptists.
 - ha.* Friends.
 - ni.* Deism.
73. New England in the Seventeenth Century.
- i.* The Independents.
 - ro.* Their migration to Holland and America.
 - ha.* The Puritan emigration.
 - ni.* Connecticut and New Haven.
 - ho.* The New England churches ; the half-way covenant.
 - hc.* The Baptists.
74. Europe in the Eighteenth Century.
- Ko.—France.
- Otsu.—Germany.
- i.* The Moravians.
 - ro.* Semler and Rationalism.
- Hæi.—Swedenborg.

75. England in the Eighteenth Century.

- i.* The state of England.
- ro.* Wesley's life to 1738.
- ha.* Wesley's work ; Methodism.
- ni.* Charles Wesley.
- ho.* Whitefield.
- he.* Other leaders.

76. America in the Eighteenth Century.

- i.* Edwards.
- ro.* The great awakening.
- ha.* New England theology.

77. Foreign Missions.

- i.* Missions before the Seventeenth Century.
- ro.* Missions in the Seventeenth Century.
- ha.* Missions in the Eighteenth Century.
- ni.* Carey and English missionary societies.
- ho.* Mills and American societies.
- hc.* Survey of mission fields.
 - 1. China.
 - 2. Korea.
 - 3. India.
 - 4. Burmah.
 - 5. Turkey.
 - 6. Africa.
 - 7. The Pacific.

78. The Roman Church in the Nineteenth Century.

- i.* The dogma of the immaculate conception.
- ro.* The Vatican Council.
- ha.* End of the Pope's temporal power.
- ni.* The Old Catholics.

79. Germany in the Nineteenth Century.

- i.* Church Union.
- ro.* Schleiermacher.
- ha.* Followers of Schleiermacher.
- ni.* Conservatives.
- ho.* Strauss and Baur.
- he.* Ritschl.
- to.* Old Testament criticism.

80. England in the Nineteenth Century.

- i.* Progress of religious freedom.
- ro.* The Oxford movement.
- ha.* The Broad Church.
- ni.* Other sects.
- ho.* Science and religion.
- hc.* Education.

81. Scotland in the Nineteenth Century.

- i.* The United Church.
- ro.* Chalmers.
- ha.* The disruption.
- ni.* The United Free Church.

82. America in the Nineteenth Century.

- i.* Theological discussions.
- ro.* Revivals.
- ha.* Home missions.
- ni.* Division and union.

83. Christian Work in the Nineteenth Century.

- i.* Sunday schools.
- ro.* Abolition of slavery.

- la.* Temperance.
- ni.* Y.M.C.A.
- ho.* Society of Christian Endeavor.

84. Survey of Nineteen Christian Centuries.

85. Outline of Doctrine History.

- i.* The Scriptures.
- ro.* God.
- la.* The divinity of Christ.
- ni.* The nature of Christ.
- ho.* The Holy Spirit.
- he.* Man.
- to.* Sin.
- chi.* The atonement.
- ri.* The way of salvation.
- m.* The church and the ministry.
- ru.* Baptism.
- wo.* The Lord's supper.
- wa.* Christ's second coming.
- ka.* The intermediate state.
- yo.* The resurrection and judgment.
- ta.* Future rewards and punishment.

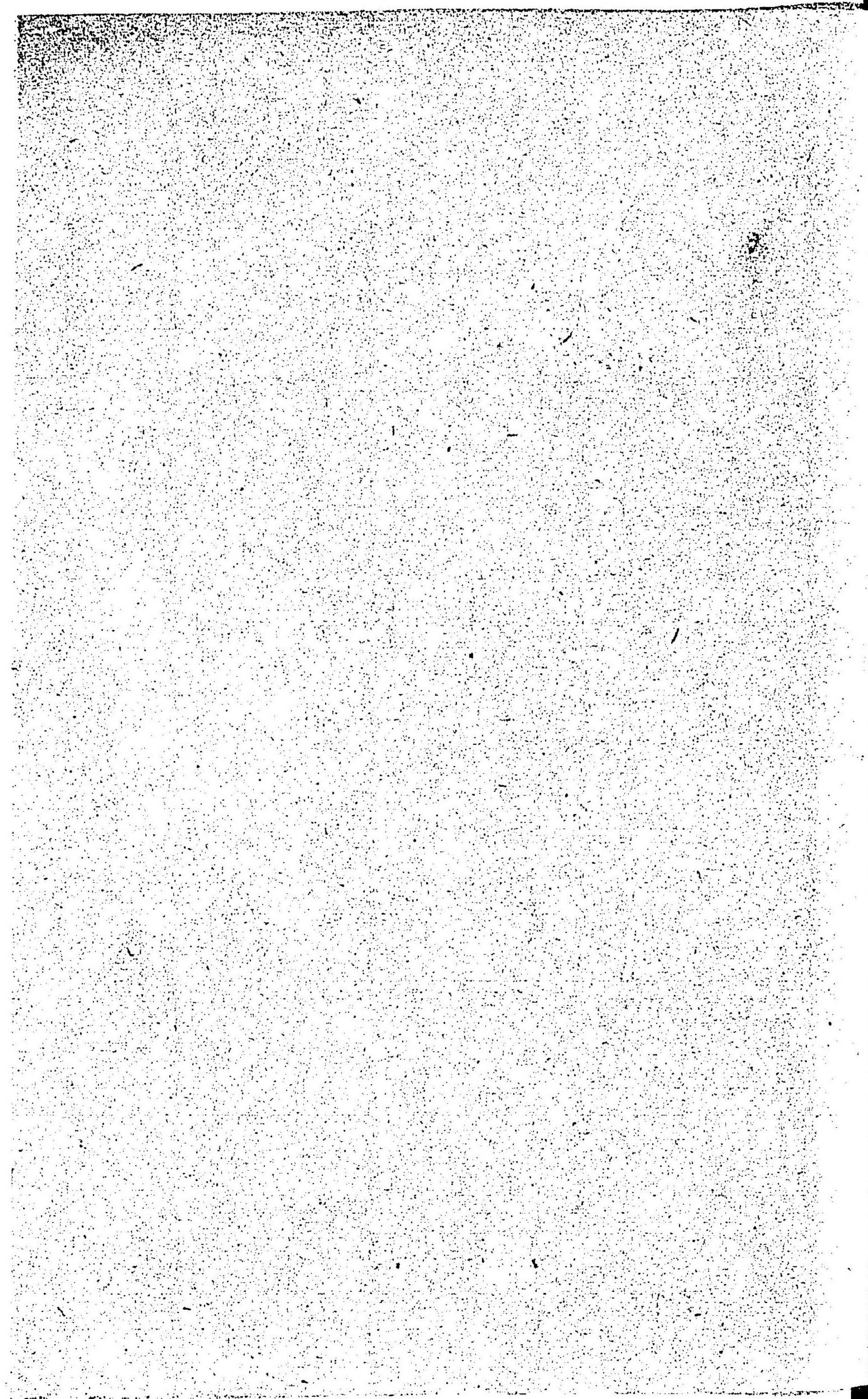
86. Roman Catholic Missions in Japan.

87. The Beginning of Protestant Missions in Japan.

- i.* The first collection for mission work in Japan.
- ro.* Missionary work 1859—1868.
- la.* Missionary work 1869—1880.

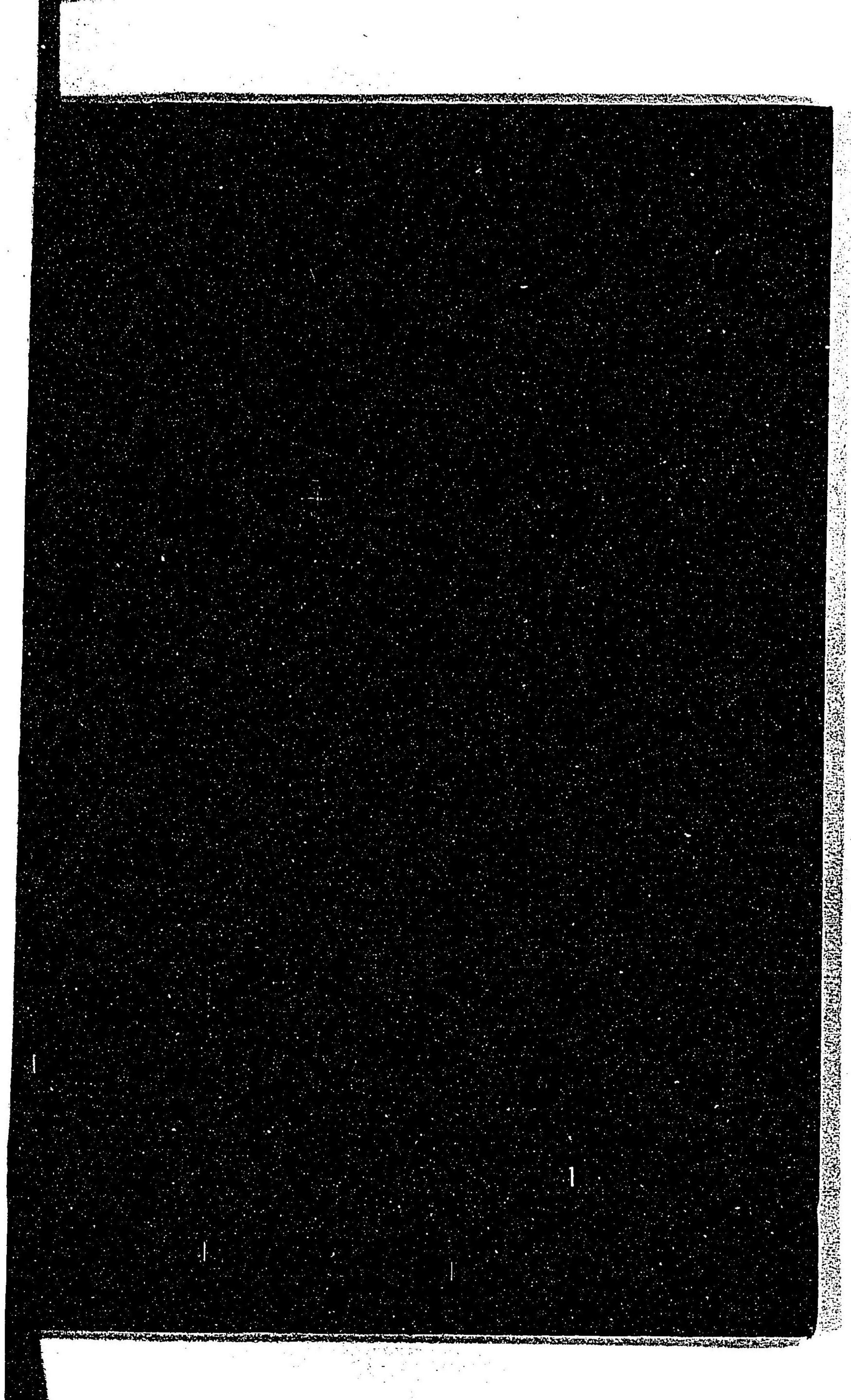
324

23



324

23



324
23

020384-000-4

324-23

教会史

ラルネデ/述

M40

ABI-0191



35.12.12